

特別編集号

防衛北海道

Bouei Hokkaido
Extra Edition 2014
Hokkaido
Defense Bureau
Ministry of Defense



北海道防衛局の業務



特別編集号 防衛北海道 について ～北海道防衛局の業務～

北海道には自衛隊等が使用する演習場・飛行場など、数多くの防衛施設が所在しています。これらの防衛施設は自衛隊等の活動の基盤を成すものであり、北海道はもとより我が国の平和と独立を守る上で必要不可欠であることから、周辺地域の皆様の御理解と御協力を得ながら円滑に使用していく必要があります。

北海道防衛局では、防衛施設と周辺地域との調和をはかるために当局が実施している様々な施策について、道民の皆様の御理解を得るため、広報誌「防衛北海道」で平成23年12月号（19号）から平成25年12月（31号）までシリーズで御紹介しました。

本誌は、それらの記事を取りまとめ、時点修正及び加筆して一冊の冊子としたものです。

目次

防衛省の組織	1
北海道防衛局の組織	2
総務部の業務	
総務部業務の概要	3
総務課の業務	3
会計課の業務	3
契約課の業務	3
報道官の業務	3
企画部の業務	
企画部業務の概要	4
地方調整課の業務	5
障害防止事業（周辺環境整備課）	11
道路改修事業（周辺環境整備課）	14
民生安定施設整備事業（周辺環境整備課）	16
特定防衛施設周辺整備調整交付金（地方調整課・周辺環境整備課）	18
再編交付金（地方調整課・周辺環境整備課）	19
防衛施設周辺防音事業（一般防音）（防音対策課）	21
防衛施設周辺民生安定施設整備事業（防音助成）（防音対策課）	22
住宅防音工事（航空機）助成事業（防音対策課）	23
住宅防音工事（砲撃音）助成事業（防音対策課）	24
移転措置事業（飛行場周辺）（防音対策課）	28
移転措置事業（演習場周辺）（防音対策課）	29
移転先地の公共施設整備の助成（防音対策課）	29
調達部の業務	
調達部業務の概要と管轄区域	31
調達計画課の業務	31
建築課、土木課、設備課の業務	33
管理部の業務	
管理部業務の概要と管轄区域	36
業務課の主な業務	36
施設補償課の主な業務（漁業補償）	37
施設管理課の主な業務（国有財産の管理）	39
施設取得課の主な業務（防衛施設の取得等）	41
帯広防衛支局の業務	
支局業務の概要と管轄区域	42
国有財産管理業務の例	42
建設工事の例	43
千歳防衛事務所の業務	
管轄区域	44
千歳防衛事務所の主な業務	44

【トピックス】

- 平成25年度 日米共同方面隊指揮所演習（YS-65） 6
- 平成25年度 北海道防衛局災害対処訓練 8
- 第7回 矢臼別演習場・風蓮川水系土砂流出対策等検討委員会開催 13
- 特定防衛施設周辺整備調整交付金の制度の見直し 20
- 上富良野演習場、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）及び然別演習場に係る住宅防音区域等の指定 26
- 防衛省の移転措置事業に関するお知らせ 30
- 陸自第2師団 司令部新庁舎落成 34
- 南スーダン国際平和協力業務の帰国報告会 35
- 北海道防衛局は多様な能力を持った若い力を必要としています！ 45

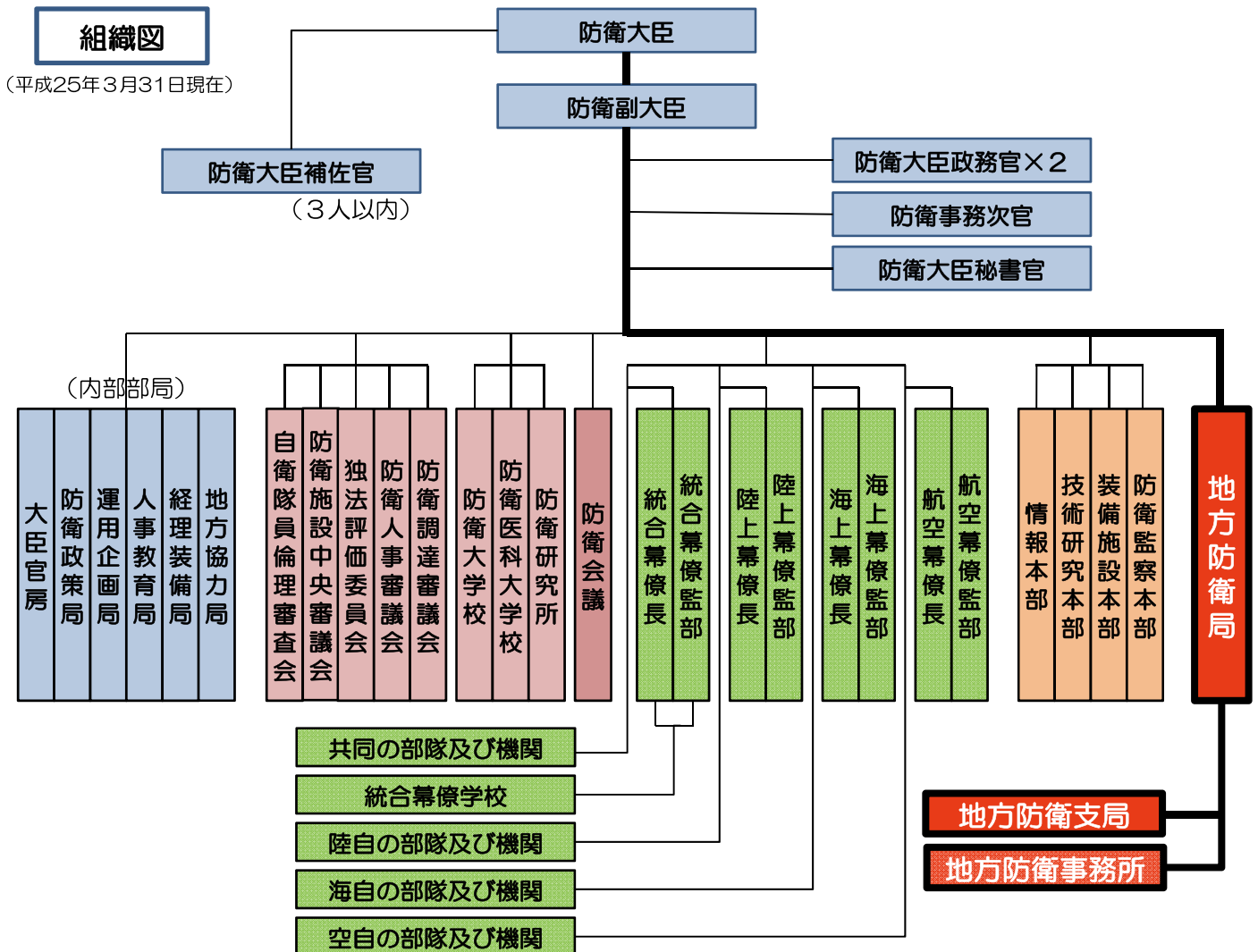
防衛省の組織

防衛省は、国民の生命・財産と我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、我が国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う組織であり、防衛大臣を長とした政府の行政機関として、防衛省設置法第2条に基づき設置されています。

防衛省は、我が国の防衛という任務を全うするため、陸・海・空各自衛隊、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局等の様々な組織で構成されています。

地方防衛局は、同法第33条に基づき防衛省の地方支分部局として、北海道防衛局（札幌市）、東北防衛局（仙台市）、北関東防衛局（さいたま市）、南関東防衛局（横浜市）、近畿中部防衛局（大阪市）、中国四国防衛局（広島市）、九州防衛局（福岡市）及び沖縄防衛局（沖縄県中頭郡嘉手納町）の計8局が設置され、防衛省の所掌事務の一部を分掌しています。また、地方防衛支局及び地方防衛事務所は、同法第34条に基づき地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に設置されています。

各地方防衛局とも、防衛行政の地方における拠点であり、自衛隊、在日米軍と地方公共団体や地域住民を結び重要な役割を担っています。



【防衛省設置法（昭和29年6月9日、法律第164号）（抄）】

第2条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

第33条 防衛省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

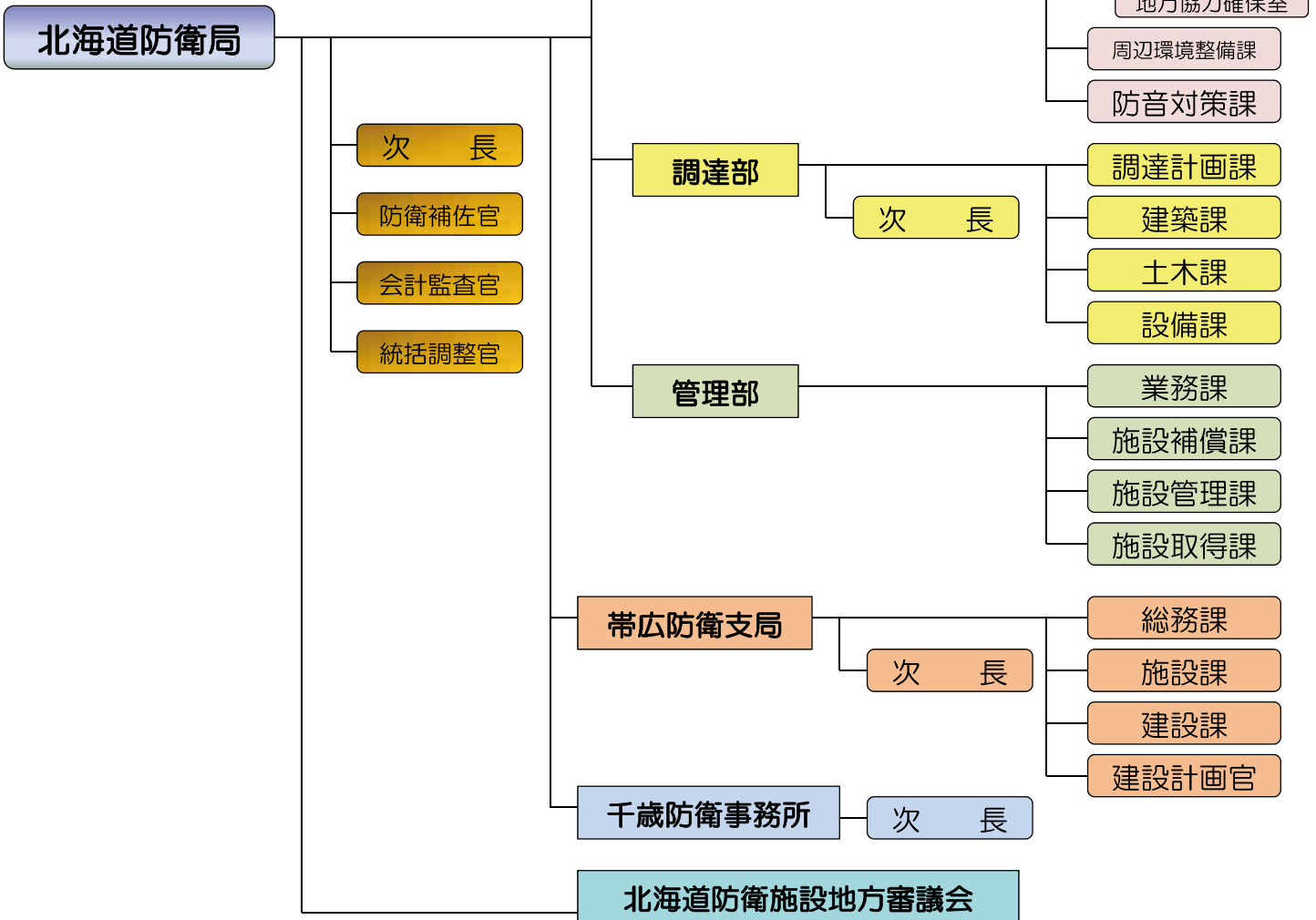
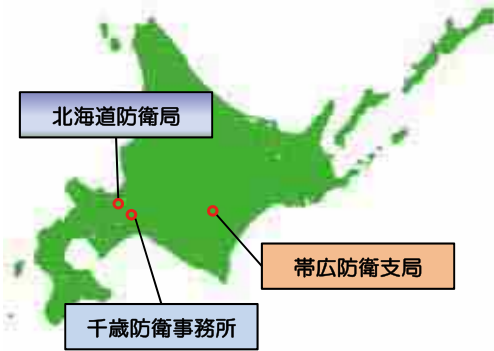
第34条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

北海道防衛局の組織

北海道防衛局は、平成19年9月の防衛施設庁の廃止・統合に伴い、これまで旧札幌防衛施設局として果たしてきた役割を受け継ぎつつ、防衛省・自衛隊と地域の皆様を結ぶ北海道における拠点としての役割を担うべく、防衛省の地方支分部局として設置されました。

北海道防衛局は、新たな体制の下、我が国の防衛行政全般について地域の皆様の御理解・御協力を得るためのより一層の努力を行います。

北海道防衛局の所掌業務の一部を分掌させるため、帯広防衛支局（管轄区域：オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内）及び千歳防衛事務所（管轄区域：千歳市、恵庭市、北広島市、胆振総合振興局管内、日高振興局管内）を設置しています。



総務部の業務

総務部業務の概要

北海道防衛局は、防衛省の地方支分部局であり、北海道内の自衛隊と地方公共団体や地域住民を結ぶ北海道における防衛行政の拠点としての重要な役割を担っています。

防衛省の施策である、防衛施設の整備・在日米軍再編などの基地行政に対する地方公共団体等の理解と協力を確保するほか、演習場・飛行場・港湾などの防衛施設の取得・管理・建設工事・設置運用に伴い生じる損失補償、基地周辺対策、自衛隊の装備品等の調達に係る監督・検査などを実施しています。

総務部は、総務課、会計課、契約課の3課及び報道官から編成され、これら業務が円滑に進むように各部各課を縁の下から支え、局全体をバックアップしています。

総務課の業務

総務課は、局内の総合調整、職員の採用・人事、福利厚生、文書管理、文書の閲覧や情報公開に係る対応等を行っています。（帯広防衛支局総務課では、支局内の総合調整や福利厚生等のほか、会計課や契約課の業務の一部も行っていきます。）

また、総務課は、北海道防衛局の総合窓口となっています。どこに問い合わせれば良いか分からないときは、総務課まで連絡して下さい。（各課の連絡先は、最終ページを御覧ください。）

会計課の業務

会計課は、経費の予算・決算、職員の給与の支給、物品の取得及び管理、経費の支出に関する審査や職員の宿舍の管理等を行っています。

契約課の業務

契約課は、北海道防衛局管内の防衛施設の建設工事や建設コンサルタント業務等に係る入札及び契約に関する業務、入札への参加を希望する建設業者等を有資格者名簿に登録するための競争参加資格審査申請書の受付業務等を行っています。（帯広防衛支局管内については、帯広防衛支局総務課がこれらの業務を行っています。）

また、契約課では、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにするため、入札及び契約に係る過程並びに契約の内容に関する情報の公開、学識経験を有する者等の第三者で構成する「入札監視委員会」における審議（参加資格の設定の経緯、落札者決定の経緯及び随意契約の相手方選定の経緯等）、全ての建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札の電子化など、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底などに取り組み、入札及び契約の適正化に努めています。

入札及び契約に関する制度や情報、発注見通し及び入札公告等については、北海道防衛局ホームページに掲載していますので御覧ください。

北海道防衛局ホームページ：

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/nyuusatsu/index.htm>

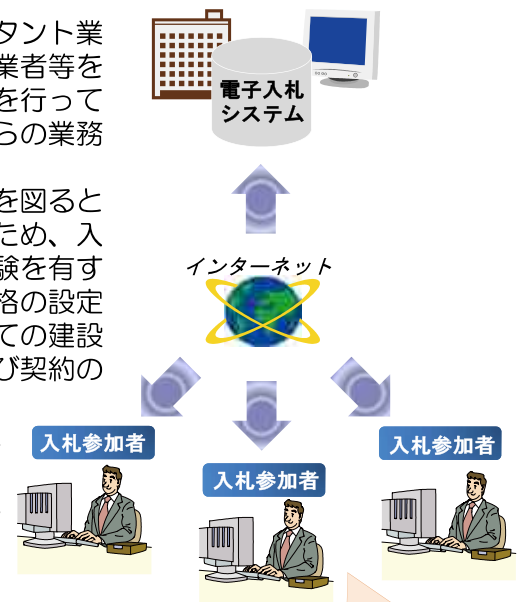
報道官の業務

防衛省・自衛隊の諸活動や北海道防衛局の業務を広く皆様に知っていただくため、広報誌「防衛北海道」やホームページの作成を行っています。「防衛北海道」は北海道防衛局ホームページに掲載していますので御覧ください。

また、行政相談窓口として、北海道防衛局の業務に対する御要望、御意見、お問い合わせ等について承っています。

北海道防衛局ホームページ：

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/kouhou/index.htm>



電子入札の導入により、入札参加者の移動コストや拘束時間の縮減、事務手続が迅速化するとともに、競争性の向上と透明性の確保が図れます！

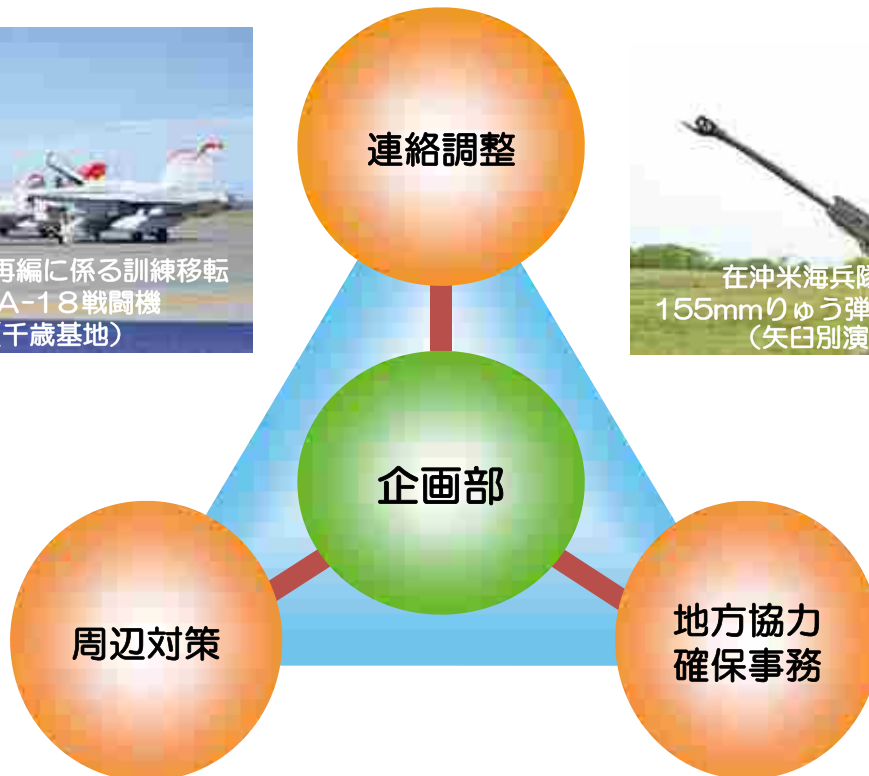
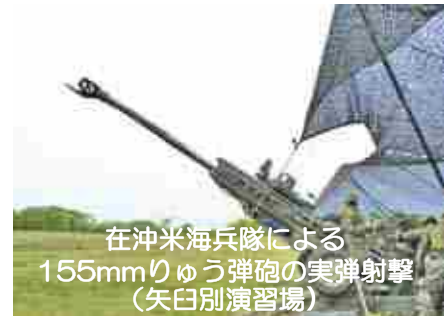
企画部の業務

企画部業務の概要

■企画部は、地方調整課（基地対策室及び地方協力確保室を含む。）、周辺環境整備課及び防音対策課の3課から編成されています。

■企画部では、防衛省・自衛隊が所掌する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に向けた取組みや、防衛施設の設置や自衛隊の訓練によって生ずる障害（騒音や河川汚濁等）を防止・軽減するため、周辺地域の生活環境の整備を実施しています。

- 自衛隊との連絡調整
- 米軍との連絡調整
- 防衛本省、関係機関との連絡調整
- 地方公共団体との連絡調整 等



- 補助金等交付事務
民生安定施設整備事業、障害防止事業、騒音防止事業、交付金事業、及び移転措置事業への助成 等

- 防衛政策の広報等
防衛白書の説明、防衛問題セミナーの開催 等



小学校（講堂）
防音工事



自走式ハーベスタ



防衛問題セミナー
「津波被害の特性と大規模災害への備えに関する講演等」

地方調整課の業務

■地方調整課においては、防衛行政全般の地方における拠点として、防衛行政に対する地域の理解及び協力を得るための取組みを実施しています。

広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策

防衛白書の説明・配布



防衛問題セミナーの開催



重要な防衛政策のパンフレット配布等による広報活動



各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策

災害等への対応

各種事態対処のための基盤整備



各種事業を円滑に実施するための地元調整に係る施策

米軍の訓練等



自衛隊の訓練等





平成25年度日米共同方面隊指揮所演習

北海道防衛局

YAMA SAKURA 65に参加！



日米間における民事調整会議

日米共同方面隊指揮所演習『YS (CodeName「YAMA SAKURA」)』は、日本への武力攻撃事態等を想定したシナリオに基づき、陸上自衛隊と米陸軍等が、共同対処行動を実施する場合の指揮幕僚活動をコンピュータ・シミュレーションにより演練するもので、本演習は、日米共同訓練として最大規模の指揮所演習であり、日米の相互理解と意思疎通を深め、相互運用性を向上させるために最も重要な訓練と位置づけられています。

YSは、昭和57年から31年間にわたり継続されており、毎年2回実施し、奇数回数は日本で、偶数回数は米国で実施され、今回は65回目の実施となります。

今回の訓練は、昨年11月29日～12月12日の間、陸上自衛隊東千歳駐屯地（千歳市）で実施され、日本側が田邊揮司良北部方面総監を統裁官に陸上自衛隊約4,500人、米側が太平洋陸軍司令官のピンセント・ブルックス大將を統裁官に太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、米第1軍団、海兵隊など約1,500人が参加しました。

◆YSの沿革

S56.10 初の日米共同演習（東部方面隊）

S57. 2 初の日米陸上共同指揮所演習（YS-1 東部方面隊）

S57(YS-2)～H7(YS-25) 北部方面隊が担任

H8～ 各方面隊が交替で担任

H25(YS-65) 北部方面隊が担任（14回目）

◆YS-65の概要

<訓練期間>

平成25年11月29日(金)～12月12日(木)

<訓練場所>

陸上自衛隊東千歳駐屯地(千歳市)

<訓練の特性>

- 共同・統合作戦の深化
- 迅速正確な情報共有
- 統合運用基盤の確立
- 関係機関と国民保護措置を訓練
- 段階的に関係機関との連携訓練を実施
- YS-65の中で国民保護措置に係わる演習に反映
- 米第1軍団が約6年ぶりに演習参加
- 北部方面隊は前回（H21 YS-57）から4年ぶりに実施

在日米陸軍のシンボル
「富士山：YAMA」



陸上自衛隊のシンボル
「桜：SAKURA」



北海道防衛局では、この訓練に、本局職員のほぼ半数に当たる約70名が参加、24時間の勤務態勢で、日米間における各種調整、会同及び会議に参加し、武力攻撃事態における地方防衛局の役割とその対処要領等を演練しました。

北海道防衛局は、今後も自衛隊及び米軍の支援はもとより、国民保護計画における地方自治体との連携に取り組んでまいります。



左から在札幌米国総領事館ゴーク首席領事、米陸軍第1軍団長ブラウン中将、北海道防衛局島川局長、米陸軍第1軍団ルイスマッコード統合基地カナダ軍ツレーン准将、米陸軍第1軍団司令部第9部（民事）長（G9）グランフィールド大佐



米軍担当者と局担当者ととの活発な意見交換を実施



米軍との事前調整には当局LO（Liaison Officer：連絡員）が活躍



ブリーフィングを受ける全国の防衛局職員

訓練期間中は、次回以降のYSへの参加に備えるため、全国の防衛局職員が研修に訪れ、武力攻撃事態における地方防衛局の役割についてブリーフィングを受け、訓練地区内を見学しました。



昼間勤務者と夜間勤務者の引継と日々成果を確認する班長会議（東千歳駐屯地に設置された北海道防衛局テントブース）

北海道防衛局災害対処訓練を実施



10月29日（火）、北海道防衛局は、北海道主催の北海道総合防災訓練に合わせ、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所を含む全職員参加による大規模災害への対処能力向上を目的とした「北海道防衛局災害対処訓練」を実施しました。

訓練は、午前6時に太平洋釧路沖で「地震及び大津波により被害が発生した」との想定で局長から全職員に対して安否確認及び緊急登庁の指示があり、交通機関が使用できない場合を想定し各職員は庁舎まで半径4km圏から徒歩により登庁し、職員到着後直ちに局対策本部（札幌）を開設しました。

また、北海道主催の北海道総合防災訓練において、北海道、関係自治体及び指定地方行政機関等が連携して実施する「シェイクアウト」（机の下等に身体を隠す動作）を全職員で実施するとともに、道庁内に設置された災害対策本部に局連絡員を派遣し情報収集活動を行いました。

さらに、今回、訓練として初めて帯広防衛支局においても対策本部を設置し、災害発生により想定される事例について、被災状況等を踏まえた調整や対応の訓練を行い、災害対処に係る認識を新たにしました。

北海道防衛局から帯広防衛支局へ施設整備調査チームを派遣し、同支局の施設整備調査チームと共に帯広駐屯地において、被災建物に見立てた施設の応急危険度判定調査を実施し、参加した職員にとって実地経験を積む良い訓練となりました。

北海道防衛局としては、今回の訓練を通じて得た課題・成果を事態発生時に対応できる態勢づくりに役立てていくこととしています。



●各種事業を円滑に実施するための地元調整

米軍及び自衛隊に係る事案について、関係部隊及び機関と十分調整・連携して、地元への説明や連絡調整を実施しています。

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施

◆沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

沖縄県民の負担軽減を目的に、日米両政府が設置（平成7年11月）

◆SACO最終報告（平成8年12月2日）～抜粋～

「平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。」

キャンプ・ハンセンを縦断する沖縄県道104号線を封鎖して実施されていた実弾射撃訓練を、**矢臼別演習場を含む本土の5演習場において分散・実施**する旨勧告

◆矢臼別演習場においては、平成9年度から本訓練を実施しています。



◆当局の対応

【訓練実施の際矢臼別演習場内に現地対策本部を設置】

- ・米軍への通訳支援、広報支援、役務調達等
- ・関係地方公共団体等への訓練情報の提供、各種問い合わせへの対応を実施しています。



在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転

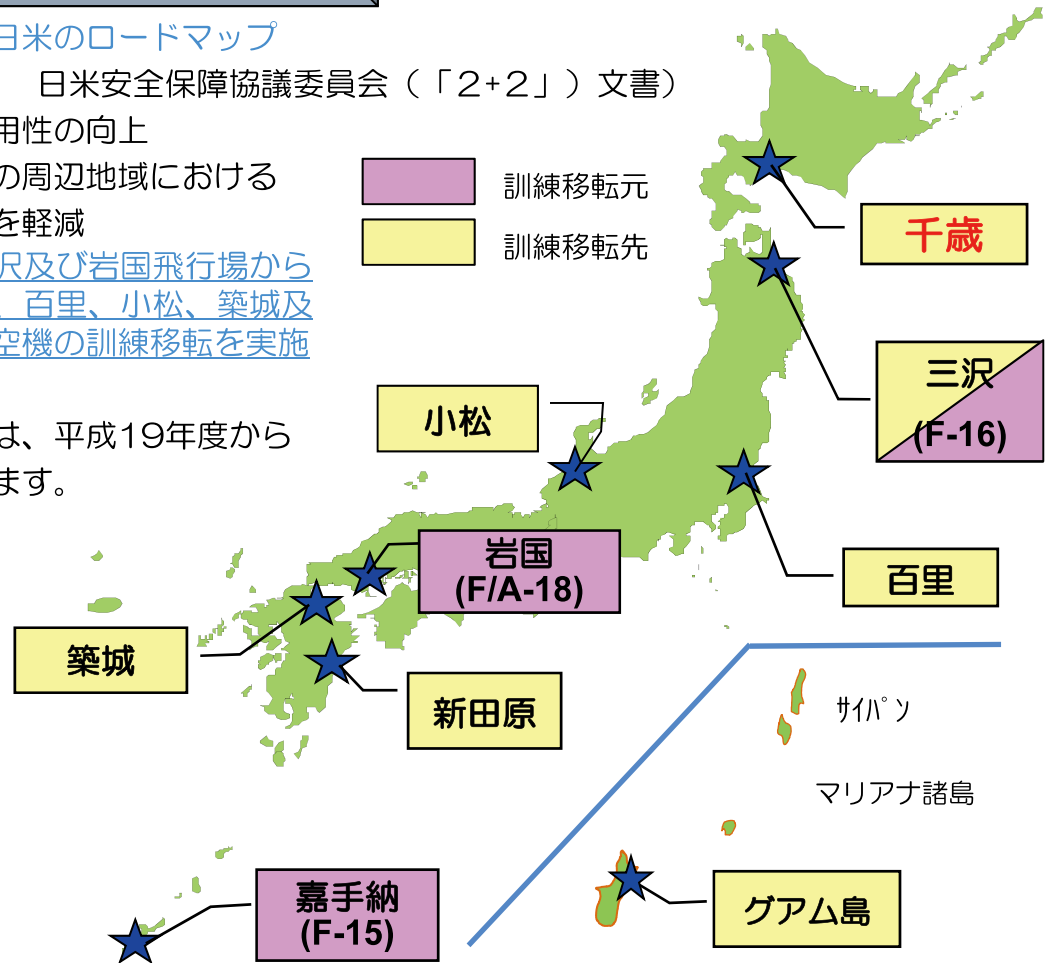
◆再編実施のための日米のロードマップ

(平成18年5月1日 日米安全保障協議委員会(「2+2」)文書)

- 二国間の相互運用性の向上
- 在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減

米軍の嘉手納、三沢及び岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原基地への航空機の訓練移転を実施

◆千歳基地においては、平成19年度から本訓練を実施しています。



◆当局の対応

【訓練実施の際千歳基地内に現地連絡本部を設置】

- 米軍への通訳支援、広報支援、役務調達等
- 関係地方公共団体等への訓練情報の提供、各種問い合わせへの対応
- 千歳市、苫小牧市で航空機の騒音測定(計13箇所)を実施しています。



企画部の業務

周辺環境整備課の業務

■ 障害防止事業

自衛隊等の機甲車両による走行訓練や実弾射撃訓練などにより演習場等の原野が荒廃、裸地化し、その結果流域の保水力が弱まることで、降雨時には多量の雨水・土砂が流出し、防衛施設周辺地域に洪水被害を生じさせたり、用水不足をもたらすことがあります。

障害防止事業は、こうした障害を防止又は軽減するために市町村長等が必要な工事を実施するとき、国（北海道防衛局）が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、その工事に要する費用の全部又は一部を補助するものです。

事業内容

障害防止事業は、上記の障害状況に応じて、大きく次の3つの工事があります。

- 1 洪水対策**
 - ・洪水時の増水に対応できるよう河川や排水路を改修します。
 - ・降雨により増水した水を一時的に溜めて、下流に被害がでないよう徐々に流す洪水調整池を建設します。
- 2 土砂流出対策**
 - ・流出する土砂を溜めるための砂防ダムを建設します。
 - ・溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設します。
- 3 用水対策**
 - ・農業用水・飲料水を確保するため、用水路や貯水用ダムを建設します。

◀ 障害防止事業の礎 ▶

北海道における障害防止事業は、昭和32年度に北海道が事業主体となった「道営島松演習場補償防災事業」がその始まりです。島松演習場は現在、北海道大演習場（島松地区）と称していますが、明治32年以降旧陸軍演習場として使用され、戦後は、米軍が接收し、日米安保条約締結（昭和27年）以降も引き続き使用していました。昭和25年頃から戦車や重車両等を使用した大規模な演習により、場内の植生や地形に変化が生じ、広範囲にわたって荒廃していく中、昭和28年並びに昭和31年の豪雨などにより同演習場を流域とする島松川、ルルマップ川、柏木川及び茂漁川において多量の土砂流出と洪水が発生し、農地が冠水するなど周辺地域に甚大な被害が生じました。北海道及び恵庭市並びに恵庭土地改良区は、この甚大な被害を補償するため国と鋭意交渉を重ねた結果、昭和32年9月、農林省・調達庁・防衛庁・北海道・恵庭市・恵庭土地改良区による協議（6者協議）において、河川の改修工事などの防災事業は調達庁（旧防衛施設庁、現防衛省）経由で、かんがい溝改修工事、補水施設設置工事などの補償事業は農林省経由で北海道が担当することとなり、この事業に要する工事費等は全額国が負担する工事計画書が承認され、北島松用水施設工事、柏木川導水路工事の着手により、北海道ではかつて前例のない一大事業が始まりました。その後実施された事業には、次のようなものがあります。

【防災事業】 柏木川改修工事、ルルマップ川改修工事、柏木排水工事、茂漁川改修工事 など

【補償事業】 漁川頭首工、ルルマップ用水路工事、広島地区用水路工事 など

これら一連の大規模事業は、その後、北海道大演習場（恵庭及び千歳地区）、上富良野演習場においても順次実施され、昭和41年には「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の施行により「障害防止事業」と改称され、27年間の事業期間を経て昭和58年度に完了しました。その間建設された砂防施設等の維持・管理は、現在、北海道から関係市町村並びに土地改良区に引き継がれています。当時（昭和20年代後半）米軍の演習行為等により生ずる障害の対策は、当然のことながら北海道では前例がなかったことから、これに取組まれた北海道、恵庭市、恵庭土地改良区など関係者の皆さんの苦労は並々ならぬものであったと推察されます。先人達の英知を結集し築き上げられた技術は、後の障害防止事業の礎となっており、防衛施設を取り巻く環境の変化により多種多様な周辺対策が求められている今日においても色あせることはありません。

障害の状況



演習場建設に伴う立木の伐採等により河川流域の保水力が低下し、農業用水不足などが発生。

演習場の荒廃等により大雨の影響で土石流となり、住宅地等に泥流被害が発生。

演習場の荒廃等により河川の水量が増加し、洪水被害が発生。

障害防止対策の実施

土砂流出対策

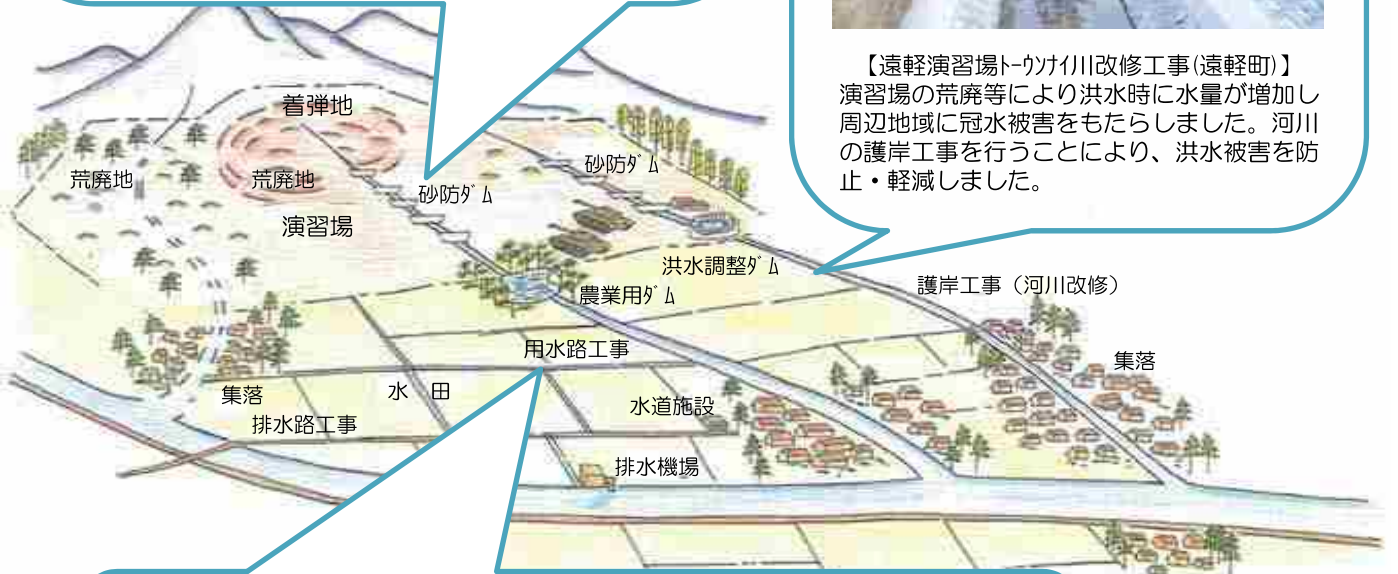


【駒ヶ岳演習場押出沢川砂防工事(鹿部町)】
平成8年、駒ヶ岳の噴火により降灰した火山灰が、演習場内荒廃地に堆積し、大雨の影響で土石流となり、住宅地等に泥流被害をもたらしました。その被害を防止・軽減するため、砂防ダム、床固工を建設しました。その後はこれまでのところ被害の報告はありません。

洪水対策



【遠軽演習場トウケ川改修工事(遠軽町)】
演習場の荒廃等により洪水時に水量が増加し周辺地域に冠水被害をもたらしました。河川の護岸工事を行うことにより、洪水被害を防止・軽減しました。



用水対策



【長沼高射教育訓練場南長沼甲幹線用水路工事(長沼町)】
訓練場建設に伴う立木の伐採等により、川の水がなくなり(流域の保水力が低下)、周辺地域に用水不足をもたらしました。これを解消するため用水路を整備することで、安定的な農業用水の確保に寄与しています。

第7回 矢白別演習場・風蓮川水系 土砂流出対策等検討委員会開催

平成24年11月6日、別海町役場において第7回矢白別演習場・風蓮川水系土砂流出対策等検討委員会（委員長：新谷 融 北海道大学名誉教授）が開催されました。

この委員会は陸上自衛隊矢白別演習場内の風蓮川支流において、「幻の魚」と呼ばれている絶滅危惧種であるサケ科イトウの産卵ふ化が確認されたことから、流域の環境保全に配慮した土砂流出対策の検討の資とする提言を得るため、平成20年5月に北海道防衛局と別海町が共同で設置したものであり、今回で7回目の開催となりました。



討議状況

新谷委員長

当日は、同委員会の提言を受け平成23年3月にスリットダムへの改良工事を終えた玉川1号ダム、楓沢2号ダムのほか、土砂が直接河川へ流れ込むのを防ぐ沈砂池などを視察後、新谷委員長をはじめ有識者6名の委員が出席して会議が行われました。会議では、事務局からイトウの産卵床調査など流域環境モニタリングの中間結果が報告され、土砂生産源対策のあり方及び玉川、楓沢以外の既設ダムの今後の対策方針について議論が行われました。



玉川で確認された
イトウのペア

なお、委員からは「イトウの産卵床が増加しており、スリットダムへの改良の効果が認められる」、「ダムのスリット化は緊急対応に過ぎず、ほかにも色々な改良の方法を検討しなければならない」などの意見が出されました。

同委員会は、来年度の風蓮川流域の環境モニタリング調査や矢白別演習場内における土砂生産源の状況調査を踏まえ、土砂流出対策等について検討することとしています。

なお、本委員会の議事要旨は、北海道防衛局のホームページに掲載しています。

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>



玉川1号ダム
視察状況



玉川流域
生産源対策工（沈砂池）

イトウとは

サケ目サケ科イトウ属イトウ
環境省「汽水・淡水魚類のレッドリスト」：絶滅危惧IB類
（A種ほどではないが、近い将来絶滅の危険性が高い種）
水産庁「日本の希少な野生生物に関する基礎資料」：希少種
北海道「北海道レッドリスト」：絶滅危惧種（Cr）
（絶滅の危機に直面している種又は亜種）

スリットダム への改良工事

イトウなどの魚類が上流へ遡るように、既設の砂防ダムのコンクリート断面に切れ込みを入れる（切り下げる）工事で、矢白別演習場では上記2箇所のダムと別寒辺牛川水系のトライベツ川ダムにそれぞれ幅2mのスリットを入れる改良工事を実施している。

企画部の業務

■ 道路改修事業

防衛施設周辺の道路においては、自衛隊等の車両の通行により、道路の路面や路床などが損傷したり、一般車両とのすれ違いに支障を来したり、歩行者に危険を及ぼしたりすることがあります。

道路改修事業は、こうした障害を防止又は緩和するために市町村等が必要な工事を実施するとき、国（北海道防衛局）が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）に基づき、その工事に要する費用の全部又は一部を補助するものです。

事業内容

道路改修事業は、環境整備法第3条に基づき障害防止事業として実施するものと、環境整備法第8条に基づき民生安定事業として実施するものがあります。

障害防止事業として実施するのは、自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な通行により生じる障害が認められる道路で、必要な工事は次のとおりです。

- ① 戦車などの機甲車両の通行により損傷した路面の改修、舗装補修。
- ② 防衛施設への進入路と化しており、自衛隊等以外の大型車両が継続かつ反復して通行していない道路で、一般車両とのすれ違いへの支障、路面の損傷、砂塵の飛散などの障害が認められる道路の改修。

一方、**民生安定事業として実施するのは、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる道路**で、必要な工事は次のとおりです。

- ① 自衛隊等の車両が防衛施設の出入り、防衛施設間の移動、若しくは移動訓練のために繰り返し通行している道路で、一般車両とのすれ違いへの支障、歩行者に危険を及ぼすおそれ、路面の損傷、砂塵の飛散などの障害が認められる道路の改修。
- ② 飛行場周辺地域での航空機事故の発生など、防衛施設の周辺地域において事故や火災などが発生した場合に住民の避難や消防救難活動を円滑に行うために必要な道路の整備。

工事の種別は次のとおりです。

舗装補修工事：道路の舗装状態を回復する工事

舗装工事：上記以外の舗装に関する工事で、道路を交通の質と量に応じた規格に舗装する工事

改良工事：舗装以外の工事で、道路を交通の質と量に応じた規格に改良するのに必要な工事
補助率は、障害防止事業として実施する場合は10/10、民生安定事業として実施する場合は、舗装及び改良工事7/10、舗装補修工事6/10となっています。

C経路の概要

- ・ C経路は、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場（千歳地区）を結ぶ装軌車等の通行経路であり、千歳市道3本と国道からなり、総延長は約10kmです。戦後、東千歳駐屯地に駐留した米軍の機甲車両等が北海道大演習場で実弾射撃訓練を実施するために、千歳市内を通過するA経路、千歳飛行場の南側を通過するB経路を順次使用してきましたが、昭和37年の陸上自衛隊第7師団発足後は、専ら市街地東側を通過するC経路が使用されることとなり、東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ最重要路線となったものです。

- ・ 当初、C経路は未舗装であったため、装軌車等の走行による道路損壊や砂塵による障害が発生したことから、昭和43年度に障害防止対策事業としてコンクリート舗装による整備を開始し、昭和58年度に全線の舗装を完了しました。

- ・ しかし、近年、C経路沿線の土地区画整理事業が進み、装軌車等がコンクリート舗装道路を通行する際に発生する騒音、振動及び経年変化によるひび割れから発生する破片が粉塵となって飛散することによる障害、また、低速で走行する装軌車等が一般車両へ与える渋滞などの通行障害、更には交通安全対策を含め地域住民からその対策について強く要望されることとなりました。このため、平成元年度から耐カタアスファルト舗装による舗装補修、車道拡幅及び歩道整備を開始し、平成23年度に全線の整備が完了しました。



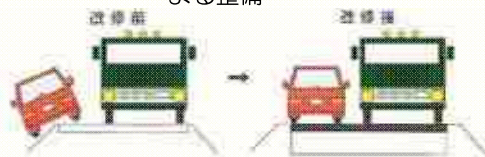
■ 障害の状況及び事業内容



① 路面の損傷：改良及び舗装による整備



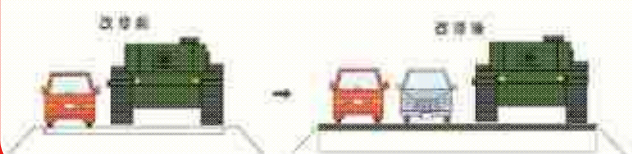
② すれ違いへの支障：車道の拡幅、改良及び舗装による整備



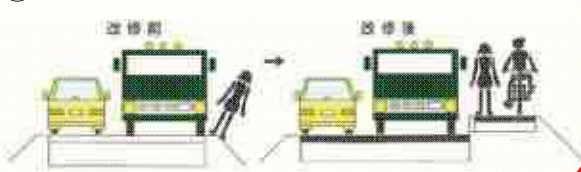
③ 砂塵の飛散：改良及び舗装による整備



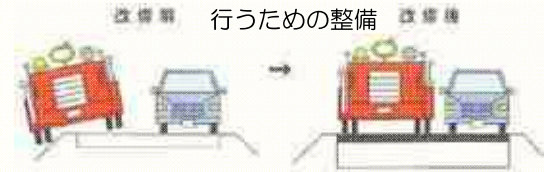
④ 渋滞：追い越し車線などの設置



⑤ 歩行者の安全：歩道の設置



⑥ 避難及び消防活動：住民の避難、消防活動を円滑に行うための整備



道路改修事業実施例



【矢臼別演習場周辺太田8番道路事業（厚岸町）】

防衛施設周辺の町道において、自衛隊等の大型車両と一般車両とのすれ違いが困難となったり砂塵が飛散するなどの障害が生じているため、これらを緩和するため町道の拡幅並びに舗装整備を実施しました。

企画部の業務

■ 民生安定施設整備事業

飛行場や演習場などの防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、その障害の緩和に資するための生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設を地方公共団体が整備するとき、国（北海道防衛局）が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、その整備に要する費用の一部を補助するものです。

事業内容

防衛施設の設置又は運用により周辺地域の生活又は事業活動が阻害される主な事例

飛行場の場合

- 緊急時の避難や救難活動のための公園などが必要と認められるとき
- 緊急時の消火活動を迅速に行うために消防自動車が必要と認められるとき
- 航空機の騒音により、児童が静かな環境の下で学習活動などができないと認められるとき

演習場の場合

- 演習場の存在や演習活動により農作業に支障をきたしたり、酪農事業への支障が認められるとき
- 海上での射撃訓練により、周辺の漁場で漁を行えず、漁業者の経営に支障をきたすと認められるとき

障害の緩和に資するための生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備

生活環境施設

- 無線放送施設
- 街灯
- 消防施設
- 公園・緑地
- 屋外運動場
- 水道
- し尿処理施設
- ごみ処理施設
- 体育館
- コミュニティ供用施設
- 救難施設
- 生活環境施設の改修工事
- まちづくり計画事業
- 統合事業（例：公園＋道路）

事業経営の安定に寄与する施設

- 農業用施設（主なもの）
 - ・家畜飼養施設
 - ・集出荷施設
- 林業用施設（主なもの）
 - ・木材集出荷施設
 - ・チップ生産施設
- 漁業用施設（主なもの）
 - ・水産物荷さばき施設
 - ・製氷冷蔵施設

消防施設の事例： 千歳市高機能消防指令センターの概要

平成23年4月に運用を開始した千歳市の高機能消防指令センターは、同市の防災機能の要として消防総合庁舎内に設置され、コンピューターやGPS（衛星を利用した位置情報測位システム）をはじめとする最新の情報通信技術が導入されています。これにより、119番通報の受付から災害場所の確認や消防車・救急車の出動指令、現場での状況把握など緊急出動による活動全般がより迅速で効率的に行えるようになり、災害による被害の軽減など、市民生活の安全確保に貢献しています。



高機能消防指令センター

民生安定施設整備事業の主な施設

公園

体育館

コミュニティ供用施設

消防施設

緊急時に、周辺住民が迅速に避難場所へ避難したり、地方公共団体が消防活動を迅速に行う必要があるときなど



消防ポンプ自動車

騒音・振動

演習場

射撃砲撃

航空機の頻繁な飛行

飛行場

ごみの排出

大量の水を使用

駐屯地

ごみの排出

農業用施設

漁業用施設

ごみ処理施設

水道施設

防衛施設の設置又は運用により、農業・漁業等の経営に支障が生じたり、飲料水が確保できなかったり、防衛施設から排出されるごみを安定的に受け入れる必要があるときなど



農産物貯蔵施設



水産物冷蔵施設



ごみ処理施設



浄水施設

企画部の業務

地方調整課・周辺環境整備課の業務

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金

ジェット機が離発着する飛行場や砲撃などが実施される演習場などの防衛施設の設置又は運用により、周辺地域の生活環境やまちづくりに大きな影響を及ぼしている市町村に対しては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第9条に基づき、公共用の施設の整備や生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てられる交付金（特定防衛施設周辺整備調整交付金）が交付されています。

事業内容等

交付の対象となる防衛施設及び市町村

千歳飛行場（千歳市、苫小牧市）、上富良野演習場（上富良野町、中富良野町、富良野市）、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。北広島市、恵庭市）、然別演習場（鹿追町）、矢臼別演習場（別海町、厚岸町、浜中町）、北海道補給処白老弾薬支処（白老町）

特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象事業

○公共用施設の整備（施行令第14条第1項）

- 1 交通施設及び通信施設（道路、街路灯、道路維持作業車、道路パトロール車等）
- 2 スポーツ又はレクリエーションに関する施設（公園、体育館、ゲートボール場等）
- 3 環境衛生施設（ごみ収集車、し尿収集車、公衆便所、道路清掃車等）
- 4 教育文化施設（学校、幼稚園、図書館、スクールバス等）
- 5 医療施設（病院、医療機器等）
- 6 社会福祉施設（保育所、通園バス等）
- 7 消防に関する施設（消防自動車、救急車、防火水槽等）
- 8 産業の振興に寄与する施設（職業訓練施設、地場産業センター、観光案内所等）

交通施設及び通信施設



防雪柵の整備

スポーツ又はレクリエーションに関する施設



公園遊具の整備

消防に関する施設



消防自動車

○生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業（いわゆるソフト事業：施行令第14条第2項）

- 1 防災に関する事業（消防に関する施設の維持・運営事業、防災訓練等）
- 2 住民の生活の安全に関する事業（防犯パトロール事業等）
- 3 通信に関する事業（通信施設の維持・運営事業等）
- 4 教育、スポーツ及び文化に関する事業（スポーツ又はレクリエーションに関する施設や教育文化施設の維持・運営事業、学力向上サポート事業等）
- 5 医療に関する事業（医療施設の維持・運営事業、医療費助成事業等）
- 6 福祉に関する事業（社会福祉施設の維持・運営事業、高齢者の支援サービス事業等）
- 7 環境衛生に関する事業（環境衛生施設の維持・運営事業、水質汚濁、大気汚染等の調査事業等）
- 8 産業の振興に寄与する事業（産業の振興に寄与する施設の維持・運営事業、地域の特産品の開発事業）
- 9 交通に関する事業（交通施設の維持・運営事業、コミュニティバス等の運営費の助成事業等）
- 10 良好な景観の形成に関する事業（周辺地域における都市景観構想策定事業等）

防災に関する事業



発電機、テント等の購入

教育、スポーツ及び文化に関する事業



武道館の畳表替え

交通に関する事業



エスカレーターの改修

■ 再編交付金

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（再編特措法）に基づき、在日米軍の再編を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業の経費に充てるため交付されています。

事業内容等

交付の対象となる防衛施設及び市町村

千歳飛行場（千歳市、苫小牧市）

※ 平成19年度から千歳基地において航空機の移転訓練を実施

再編交付金の対象事業

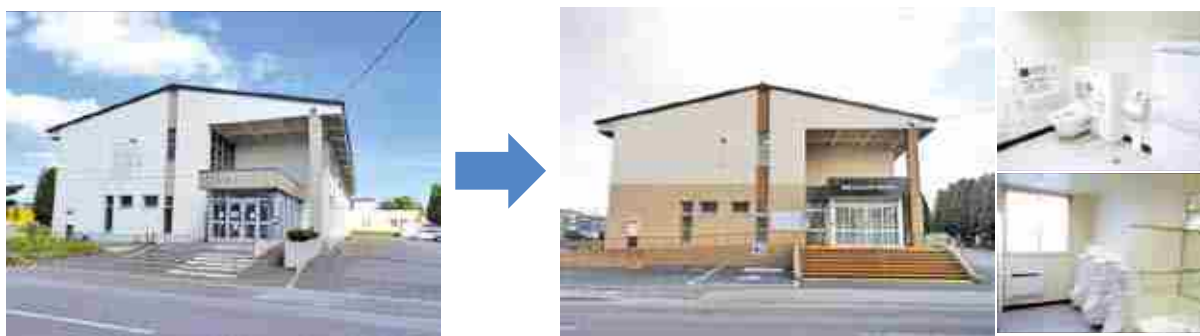
- 1 住民に対する広報に関する事業（自治体のホームページ作成、広報用記念映画の作成）
- 2 国民の保護のための措置に関する事業（緊急通報システム、防犯灯の設置）
- 3 防災に関する事業（消防自動車、防災機材購入等）
- 4 住民の生活の安全の向上に関する事業（緊急通報システム、防犯カメラの設置等）
- 5 情報通信の高度化に関する事業（光ファイバーケーブル網の整備）
- 6 教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業（小中学校の整備、小中学校への外国人講師の派遣等）
- 7 福祉の増進及び医療の確保に関する事業（医療費の助成、健診の実施、診療所の運営、AEDの購入）
- 8 環境衛生の向上に関する事業（上水道の整備、火葬場の整備等）
- 9 交通の発達及び改善に関する事業（市町村道、除雪車等）
- 10 公園及び緑地の整備に関する事業（都市公園整備、緑地帯の整備等）
- 11 環境の保全に関する事業（一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、下水道、ゴミ減量化機器の購入等）
- 12 良好な景観の形成に関する事業（景観整備事業等）
- 13 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業（地場産業振興事業、農業用施設の整備等）
- 14 生活環境の整備に関する事業で別途定めるもの

特定防衛施設周辺整備調整交付金の制度の見直し

- (1) 防衛省では、ジェット機が離発着する飛行場や砲撃などが実施される演習場などの防衛施設の設置又は運用により、周辺地域の生活環境やまちづくりに大きな影響を及ぼしている市町村に対し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第9条に基づき、公共用の施設の整備等に充てられる交付金（特定防衛施設周辺整備調整交付金）を交付しています。

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、環境整備法の制定から40年近くが経過し、防衛施設周辺の生活環境や周辺住民のニーズなどが大きく変化するなか、平成21年11月の行政刷新会議において、「用途をより自由にして、地域が自由に使いやすくすることで効果を高める」、「制度を大きく見直す」などの指摘を受けたことから、まず、医療費の助成などのいわゆるソフト事業を調整交付金の対象事業にできるよう、環境整備法の一部改正を行い、平成23年4月27日から施行されました。

ソフト事業 公共施設の改修例



補修前

補修後（スロープ設置、多目的トイレへの改修）

- (2) さらに今回、既に特定防衛施設として指定されている防衛施設と比較し、周辺地域に及ぼす影響が同程度であると判断される防衛施設を、新たに特定防衛施設として指定するため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令を改正しました。

（法律第9条第1項）

- ・ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- ・砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- ・港湾
- ・その他政令で定める施設

（政令第13条）

- ・大規模弾薬庫
- ・砲撃が実施される試験場
- ・飛行場その他の大規模な防衛施設であって、回転翼航空機の離陸又は、着陸が頻繁に実施されるもの
- ・防衛施設で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合が著しく高いもの

← 新たに追加

〔環境整備法施行令の一部改正：平成23年10月14日施行〕

- (3) あわせて、防衛施設の設置又は運用がその周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度の変化等を踏まえ、調整交付金の算定方法の見直し（例えば、防衛施設の運用による影響度を重視した交付額の配分や、大規模な訓練への配慮など）を行いました。

〔環境整備法施行規則の一部改正：平成23年10月14日施行〕

- (4) 当局としては、これらの改正を受け、関連市町村と連携しつつ、防衛施設の設置又は運用により影響を受けている住民の方々你的生活環境等の改善などが図られるよう、より効果的な事業を実施していきたいと考えています。

企画部の業務

防音対策課の業務

■ 防衛施設周辺防音事業（一般防音）

自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の実施、機甲車両その他重車両の頻繁な使用又は射撃、爆撃、その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、地方公共団体等が学校、病院等の施設について必要な工事を行うときは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第3条第2項に基づき、その費用の全部又は一部を補助することとしています。

必要な工事は、音響の強度及びひん度により防音工事の仕様は異なりますが、外窓を気密性の高い防音サッシに、また、内装を吸音性のある材料に取り替えるため、建物の気密性が増すことから防音機能を付加した空気調和設備（換気及び暖房）の設置等を行います。

また、防音工事により設置した防音サッシ、空気調和設備等については、設置から15年以上が経過し、機能が著しく低下した場合には、交換に係る費用も補助（機能復旧工事）しています。

事業内容等

対象となる防衛施設

千歳飛行場、旭川飛行場、丘珠飛行場、上富良野演習場、北海道大演習場（島松地区）、然別演習場、矢臼別演習場、静内対空射撃場

補助対象施設

小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校・保育所・へき地保育所・福祉型障害児入所施設・福祉型児童発達支援センター・児童自立支援施設・身体障害者福祉センター・職業能力開発校・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

病院（介護老人保健施設を含む。）・診療所（介護老人保健施設を含む。）・助産所・保健所・医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター・救護施設・老人デイサービスセンター・特別養護老人ホーム・老人介護支援センター・母子健康センター

施工実施例



（写真提供：標茶町教育委員会）

■ 防衛施設周辺民生安定施設整備事業（防音助成）

防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の実施、機甲車両その他重車両の頻繁な使用又は射撃、爆撃、その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響で著しいものの緩和に資するため、下記に記載の公民館などの生活環境施設又は事業の経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、環境整備法第8条に基づき、その費用の一部を補助することとしています。

なお、防音工事の仕様及び機能復旧工事についても一般防音事業と同様に実施しております。

また、補助対象施設の一部については、老朽化や高齢化の進展などにより地域住民の需要に対応できていない場合に、バリアフリー化や施設の安全性の向上のため改修工事の助成も行っています。

事業内容等

対象となる防衛施設

千歳飛行場、旭川飛行場、丘珠飛行場、上富良野演習場、北海道大演習場（島松地区）、然別演習場、矢臼別演習場、静内対空射撃場

補助対象施設

児童養護施設・看護師養成所・准看護師養成所・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター・学習等供用施設・公民館・図書館・博物館・保健相談センター・特別集会施設・児童館・自治会集会所・農民集会施設・市町村庁舎・消防庁舎・商工業研修等施設・農民研修施設・林業研修施設・漁民研修施設・コミュニティ供用施設

コミュニティ供用施設の施工例



外観完成



防音サッシ設置



外観完成



防音サッシ設置

企画部の業務

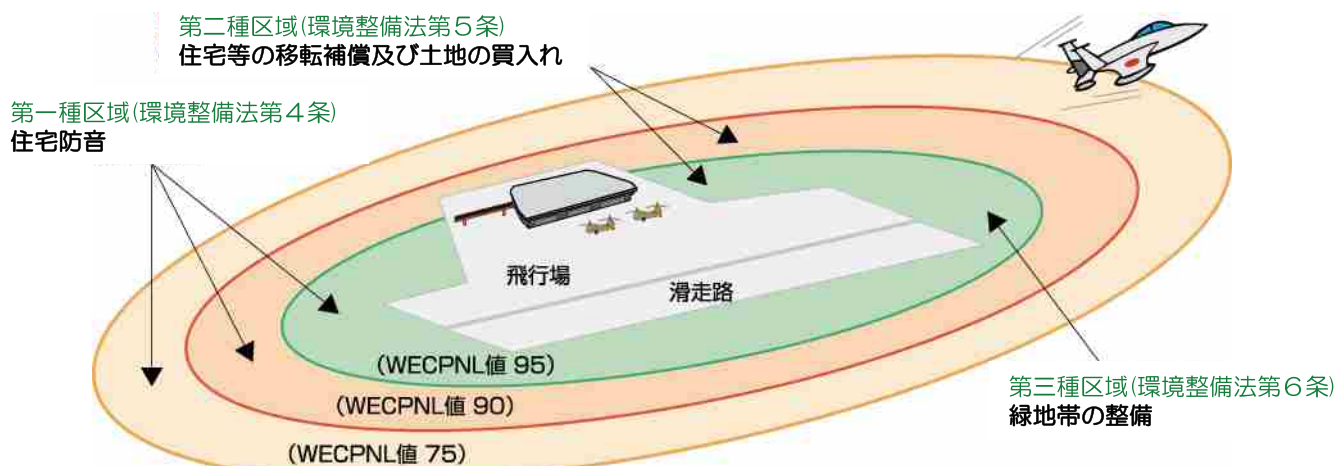
■ 住宅防音工事（航空機）助成事業

自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施によって生じる音響に起因する障害が著しいと認められる防衛施設の周辺の区域について、当該区域指定の際に所在する住宅の所有者などが、その障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行う際に、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第4条に基づき、その工事に関して助成の措置を採ることとしています。

補助の対象となる防衛施設及び市町村

千歳飛行場（千歳市、苫小牧市）

住宅防音及び移転補償等の対象区域



■WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で、一般には「うるささ指数」と言われています。W値と略して使用します。

住宅防音工事 助成事業の種類

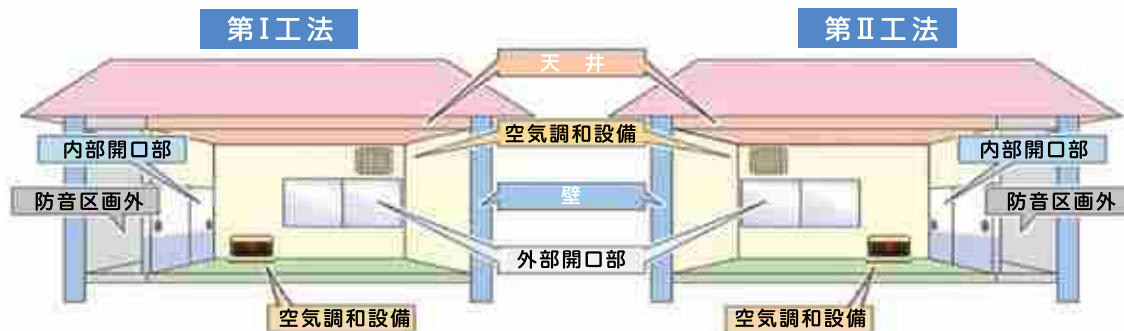
[防音工事]

一挙防音工事	防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員に応じ5居室を限度として、世帯人員に1を加えた居室数の範囲内で行う住宅防音工事です。
追加防音工事	従前の新規防音工事を実施した住宅を対象とし、世帯人員に応じ5居室を限度として、既に住宅防音工事を実施した居室数を減じた居室数の範囲内で行う住宅防音工事です。
防音区画改善工事	バリアフリー対応住宅等を対象として、世帯人員が4人以下の場合には5居室の範囲内で、世帯人員が5人以上の場合には世帯人員に1を加えた居室数の範囲内で行う住宅防音工事です。
外郭防音工事	住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。

[機能復旧工事]

空気調和機器機能復旧工事	防音工事により設置した空気調和機器（暖房機、換気設備）であって、設置後10年以上経過し、現在故障しているものを対象として、その機能を復旧する工事です。
防音建具機能復旧工事	防音工事により設置した防音建具であって、設置後10年以上経過し、現在不具合が生じているものを対象として、その機能を復旧する工事です。

工事内容（防音工事の例）



区分	第I工法	第II工法
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未達の第一種区域
計画防音量	25dB以上	20dB以上
屋根	在来のまま	在来のまま
天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間などがある場合は有効な遮音工事を実施
壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	
外部開口部	防音サッシ(第I工法用)の取付	防音サッシ(第II工法用)の取付
内部開口部	防音建具(襖、ガラス戸など)の取付	
床	原則として在来のまま	
空気調和設備	換気扇及び冷暖房機(FF式ストーブ又はエアコン)などの設置 換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台 冷暖房機は、第I工法の場合最大4台まで、第II工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外	
その他	防音工事に伴う必要な工事	

■ 住宅防音工事（砲撃音）助成事業

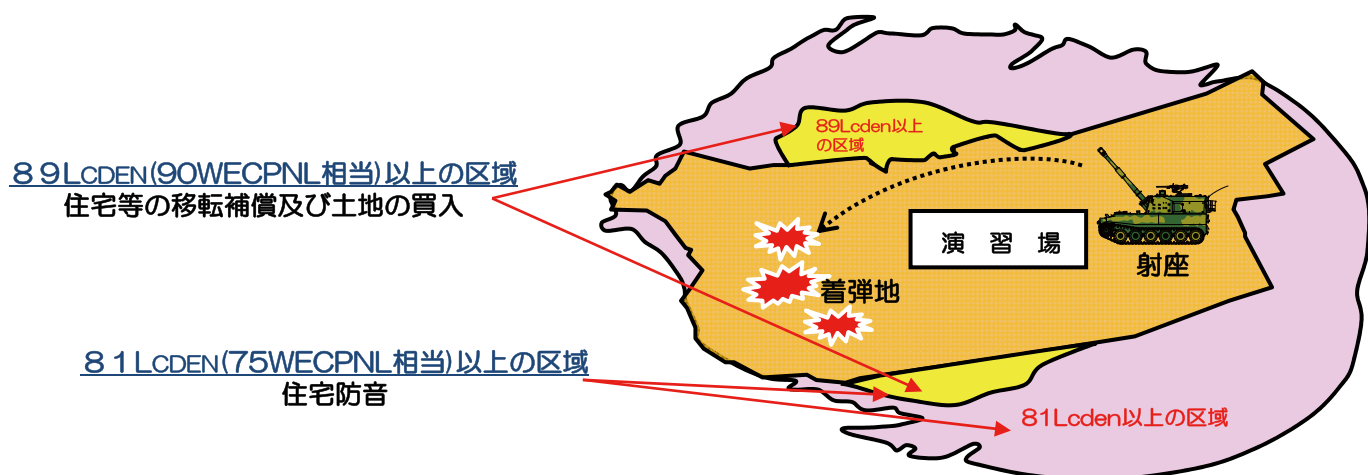
自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認められる防衛施設の周辺の区域について、当該区域指定の際に所在する住宅の所有者などが、その障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行う際に、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第109号）などに基づき、その工事に関して助成の措置を採ることとしています。

補助の対象となる防衛施設及び市町村

矢臼別演習場（別海町、浜中町、厚岸町、標茶町）
上富良野演習場（上富良野町）
北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）（北広島市、恵庭市）
然別演習場（鹿追町）

※ 上富良野演習場・北海道大演習場・然別演習場の区域指定については、P26、27に掲載されています。

住宅防音及び移転補償等の対象区域



■Lcdenとは「Day Evening Night Average C Weighted Sound Pressure Level」（C特性時間帯補正等価音圧レベル）の略で、砲撃音騒音の「うるささ」を表す単位です。

航空機騒音の評価方法にならない、1日に発生した砲撃音の総エネルギー量を1日で平均し、砲撃音の特性である衝撃性や低周波の影響の補正を行ったものです。

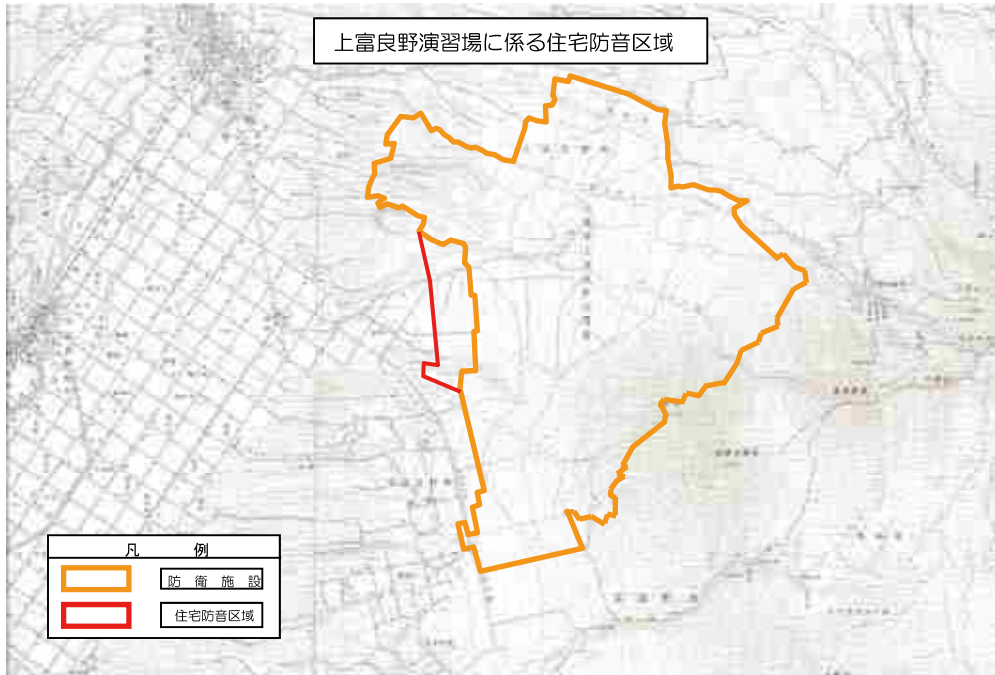
工事内容（防音工事の例）

区分	A工法	B工法	
施工対象区域	Lcden値84以上の区域	Lcden値81以上 Lcden値84未満の区域	
計画防音量	25dB以上	22dB以上	
屋根	在来のまま	在来のまま	
天井	在来天井を撤去し、防音天井（A工法用）に改造	在来天井を撤去し、防音天井（B工法用）に改造	
壁	在来壁を撤去し、防音壁（A工法用）に改造	在来壁を撤去し、防音壁（B工法用）に改造	
内容	外部開口部	防音サッシ（A工法用）の取付	防音サッシ（B工法用）の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸など）の取付	
床	原則として在来のまま		
空気調和設備	換気扇及び冷暖房機（FF式ストーブ又はエアコン）などの設置 換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台 冷暖房機は、A工法の場合最大4台まで、B工法の場合最大2台まで ただし、既存に設置されていれば対象外		
その他	防音工事に伴う必要な工事		

上富良野演習場、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）及び然別演習場に係る住宅防音区域等の指定

SACO最終報告に基づき沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の本土への移転を円滑に実施するための施策として、平成9年度から矢臼別演習場等全国の5演習場周辺において砲撃音に対する住宅防音工事等を実施していましたが、その他の演習場周辺においても、同様に砲撃音による影響を受けているとして、住宅防音工事実施の要望が地元からなされていました。

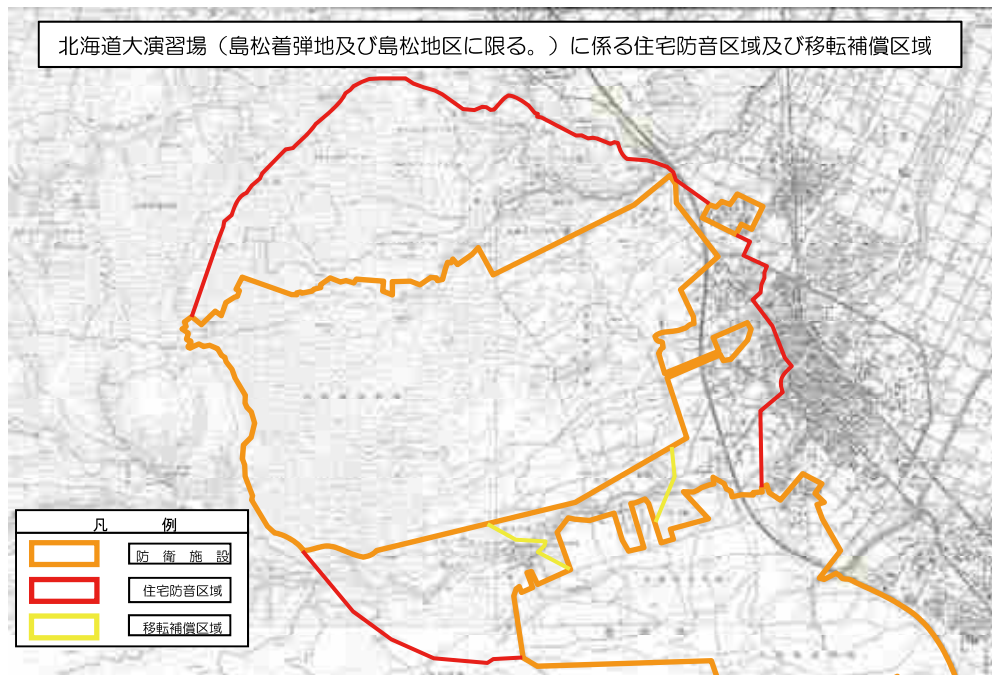
これを受け、平成18年度以降、住宅防音工事等を実施するため、所要の調査を行い、平成24年6月29日付けで、上富良野演習場、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）及び然別演習場に係る住宅防音区域等の指定が公告されました。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平25情複、第646号）」

<住宅防音区域>

次に示す区域の一部：空知郡上富良野町東12線北、倍本農場及び第一安井牧場



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平25情複、第646号）」

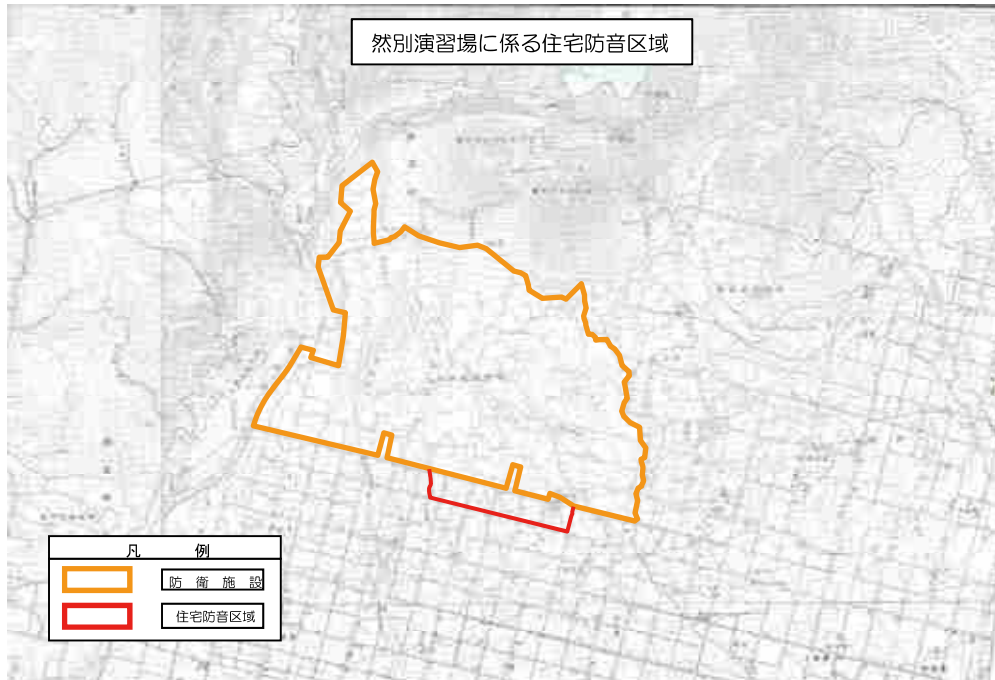
<住宅防音区域>

次に示す区域の全部：恵庭市北柏木町、柏木町、幸町、大町及び文京町 北広島市三島

次に示す区域の一部：恵庭市西島松、美咲野、牧場、白樺町及び盤尻 北広島市島松及び仁別

<移転補償区域>

次に示す区域の一部：恵庭市盤尻及び牧場

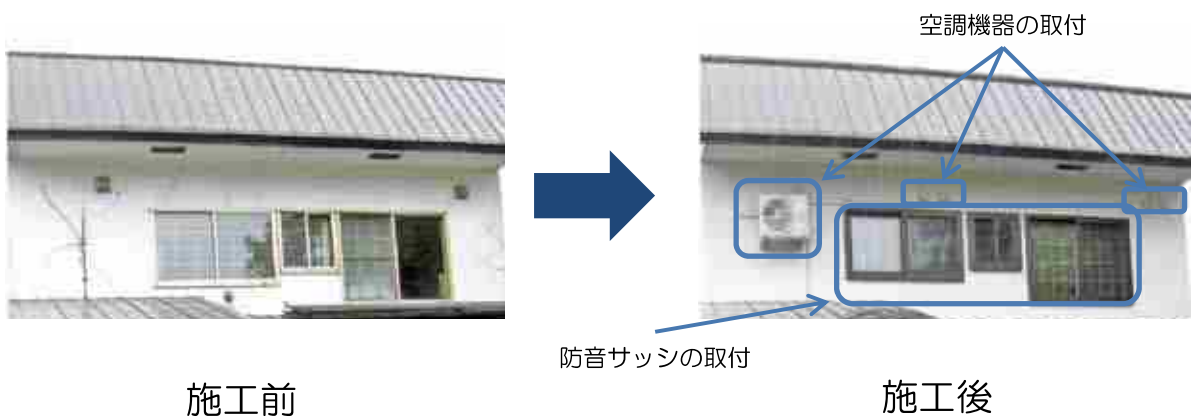
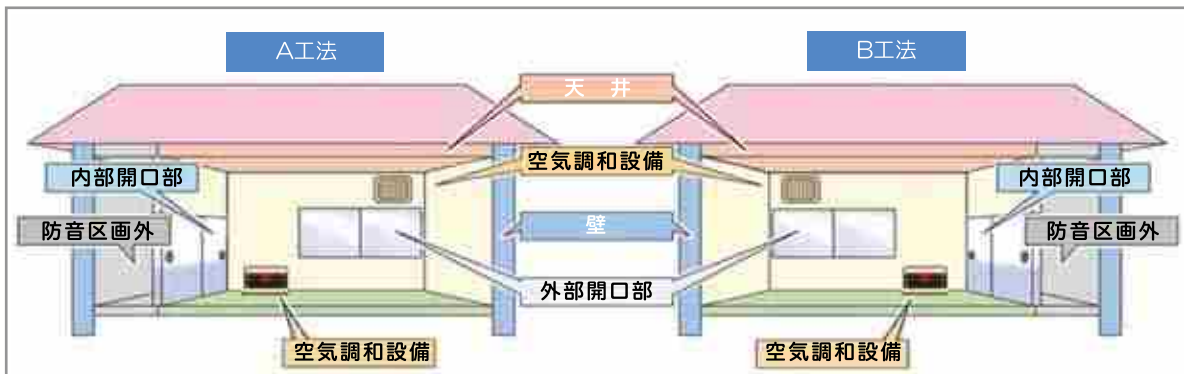


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平25情複、第646号）」

<住宅防音区域>

次に示す区域の一部：河東郡鹿追町中瓜幕及び東瓜幕

住宅防音工事の施工例



写真は住宅防音（航空機）の施工例

問合せ先：札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局企画部防音対策課 電話011-272-7569

企画部の業務

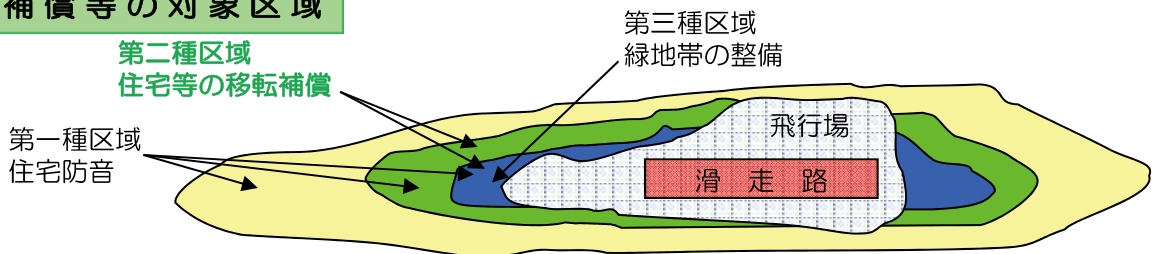
■ 移転措置事業（飛行場周辺）

自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域（第二種区域）において、当該区域指定の際現に所在する建物等の所有者等が第二種区域外への移転や土地の買入れを希望するときは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）第5条の規定に基づき、建物等（建物、立木竹、その土地に定着する物件）の移転補償や土地の買入れを実施しています。

対象となる防衛施設

千 歳 飛 行 場

移転補償等の対象区域



(注) 第1種区域、第2種区域、第3種区域
飛行場等の周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。

第1種区域：WECPNL 75以上の区域

第2種区域：第1種区域内で、WECPNL 90以上の区域

第3種区域：第2種区域内で、WECPNL 95以上の区域

■WECPNL（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level：加重等価継続感覚騒音基準）

ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音を総合的に評価する国際的な単位であり、特に夜間の騒音を重視し、音響の強度、頻度、継続時間等の諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。

移転補償等の対象

・ 建物等の移転補償について

区 分	内 容
1 建物	居宅、付属家、事務所などで、電気設備、給排水設備を含む。
2 工作物（※1）	門、塀、井戸など
3 立木竹（※1）	庭木、生垣など
4 動産（※2）	屋内動産（家具、衣類など）、一般動産（自転車、農機具など）
5 移転雑費	法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、移転通知費など
6 営業補償	一時休業に伴う補償など

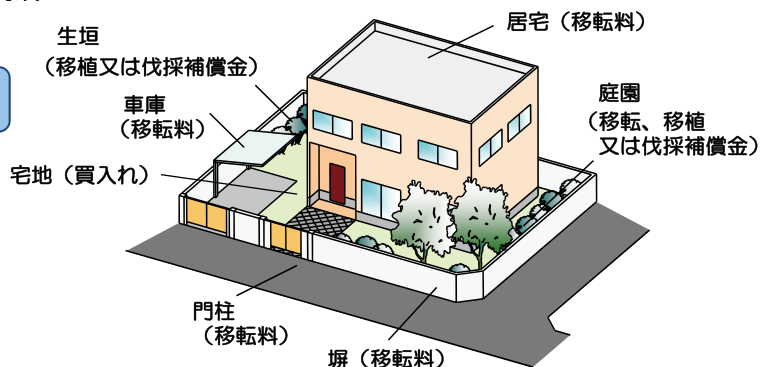
※1 第二種区域（第三種区域を除く）における工作物及び立木竹については、建物と一体として利用されているものに限ります。

※2 借家人の動産を含みます。

・ 土地の買入れについて

区 分	買上げの対象となる土地
第二種区域内 (第三種区域を除く。)	宅地（第二種区域指定の際宅地であるものに限る。） 防衛省の移転補償を受けることとなる者が、当該補償に係る建物等の移転により、その建物等の所在する土地以外の土地でその者の所有に属するものを従来の利用目的に供することが著しく困難となる土地
第三種区域内	全ての土地

移転補償等説明図



■ 移転措置事業（演習場周辺）

自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域（移転補償区域）において、当該区域指定の際現に所在する建物等の所有者等が移転補償区域外への移転や土地の買入れを希望するときは、演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第111号）に基づき、建物等（建物、立木竹、その土地に定着する物件）の移転補償や土地の買入れを実施しています。

対象となる防衛施設

矢臼別演習場、北海道大演習場

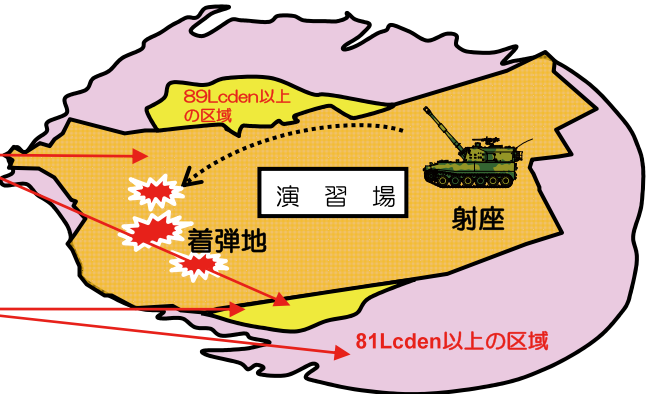
移転補償等の対象区域

89LcdEN(90WECPNL相当)以上の区域

住宅等の移転補償及び土地の買入

81LcdEN(75WECPNL相当)以上の区域

住宅防音



■Lcdenとは「Day Evening Night Average C Weighted Sound Pressure Level」（C特性時間帯補正等価音圧レベル）の略で、砲撃音騒音の「うるささ」を表す単位です。

航空機騒音の評価方法にならい、1日に発生した砲撃音の総エネルギー量を1日で平均し、砲撃音の特性である衝撃性や低周波の影響の補正を行ったものです。

移転補償等の対象

・建物等の移転補償について

区分	内容
1 建物	住宅、付属家、事務所などで、電気設備、給排水設備を含む。
2 工作物（※1）	門、塀、井戸など
3 立木竹（※1）	庭木、生垣など
4 動産（※2）	屋内動産（家具、衣類など）、一般動産（自転車、農機具など）
5 移転雑費	法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、移転通知費など
6 営業補償	一時休業に伴う補償など

※1 工作物及び立木竹については、建物と一体として利用されているものに限り
ます。

※2 借家人の動産を含みます。

・土地の買入れについて

区分	買上げの対象となる土地
移転補償区域	宅地（移転補償区域指定の際宅地であるものに限る。）
	防衛省の移転補償を受けることとなる者が、当該補償に係る建物等の移転により、その建物等の所在する土地以外の土地でその者の所有に属するものを従来の利用目的に供することが著しく困難となる土地
	上記に掲げる土地以外の土地で、防衛省が当該土地の隣接地を買入れることにより、従来の利用目的に供することが著しく困難となる土地

■ 移転先地の公共施設整備の助成

多くの方々がまとまって同一の地区への移転を希望され、その移転希望地において、道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備が必要な場合には、環境整備法第5条等に基づき、その整備を行う地方公共団体等に対して助成を行っています。



集団移転前後の移転元地・先地の状況



防衛省の移転措置事業に関するお知らせ

～附帯農地等の買入年限（希望届の受付期限）の設定について～

はじめに

- 防衛省では、移転措置事業として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条の規定に基づき、飛行場などの周辺において航空機騒音が特に著しい地域として指定した区域（第二種区域）から住居等を移転したいと希望する方に対し、建物等の移転補償や土地の買入れを実施しており、演習場周辺においても同様の事業を実施しております。

背景

- 当事業の土地の買入れのうち、「建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地」（以下「附帯農地（※）等」といいます。）の買入れについては、自宅を移転した後、数十年経過して附帯農地等の買入れを希望された場合、当該附帯農地等が従来利用していた目的に供することが困難になった理由が、移転によるものか経年の事情によるものか判断し難いケースが生じていたところ。

※附帯農地：従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地

- このため、国の事業の点検等を行う平成22年度行政事業レビュー・公開プロセスの場において、「住居移転後の附帯農地買取年限に上限を設けることを検討すべき」等の指摘を受けたことから、平成24年12月19日から、附帯農地等の買入年限（希望届の受付期限）を設けることとしたものです。

設定概要

- 施行日（平成24年12月19日）以降、附帯農地等の買入れに係る希望届の受付期限は、原則として、以下のとおりとなります。（受付期限までに希望届の提出がなければ、附帯農地等の買入れを実施することができなくなります。）

①施行日（平成24年12月19日）以降に建物等の移転等補償契約を締結した方の受付期限：

建物等の移転等補償契約締結日の翌日から5年を経過する日

②施行日（平成24年12月19日）より前に建物等の移転等補償契約を締結した方の受付期限：

平成29年12月19日

【受付期限設定のイメージ図】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①施行日（平成24年12月19日）以降に建物等の移転等補償契約を締結した方		▼移転契約日の翌日				受付期限▼
← 5年（検討期間 + 転業に通常必要とする期間） →						
②施行日（平成24年12月19日）より前に建物等の移転等補償契約を締結した方			▼施行日の翌日（平成24年12月20日）			受付期限（平成29年12月19日）▼
← 5年（周知期間 + 転業に通常必要とする期間） →						

注：建物等の移転等補償契約の締結日以前に、附帯農地等の買入れに係る希望届を提出していただくことも可能です。

- 附帯農地等の買入れを希望される場合は、受付期限までに希望届を御提出していただく必要がありますので、下記問合せ先まで御連絡下さい。

留意事項

- 次に掲げる事情により、希望届を受付期限までに提出できなかった場合は、当該各項目に定める書類の提出があれば、**受付期限後も希望届を受け付けることができる場合があります**ので、御相談下さい。

■ 相続権者間での遺産分割協議中による所有権の未確定

→遺産分割協議書及び登記事項証明書

■ 所有者の傷病又は入院

→診断書又は入院期間を証明する書類

■ 代替農地の土地改良

→代替農地の登記事項証明書及び土地改良に関して農業委員会等が証明する書類

■ その他社会通念上やむを得ないと認められる事情

→当該事情に応じて必要と認められる書類

- 附帯農地等の買入れについては、当事業による移転に伴って従来利用困難性が認められる土地のみが対象となりますので、御希望された土地を必ず買入れられることは限りません。

問合せ先：〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局 企画部 防音対策課 移転措置係 011-272-7569（内線：2482）

調達部の業務

調達部業務の概要と管轄区域

調達部は調達計画課、建築課、土木課、設備課の4課から編成されています。

調達部の業務は、①自衛隊等が使用する建物等の建設工事の実施に関すること、②防衛の用に供する施設の工事に関する調査及び研究に関すること、③装備品等（装備施設本部の所掌事務に係るものに限る。以下同じ。）に関する業態調査及び価格の調査に関すること、④調達品（装備施設本部の所掌事務に係るものに限る。以下同じ。）及びこれに関する役務に係る検査（監督を含む。）並びに原価監査その他契約の履行に関することを行っています。また、帯広防衛支局では、これらのうち、①と②の業務を建設課及び建設計画官で実施しています。



【北海道における建設工事の実施に関する業務の管轄区域】

北海道防衛局の建設工事の実施に関する業務管轄区域は、上図に示すように北海道を南北に貫く北見山地～大雪山系～日高山脈を境にして、東部と西部を本局と帯広支局で分担しています。管轄区域面積は、本局が全道面積の約60%に当たる約50,534km²、支局は全道面積の約40%に当たる約32,923km²となっています。

北海道は、我が国防衛上の重要な地域であることから、道内には陸上自衛隊第2・第7師団、第5・第11旅団、第1特科団、第1高射特科団、北部方面施設隊等、海上自衛隊大湊地方総監部隷下の函館基地隊・余市防備隊・稚内基地分遣隊等、航空自衛隊第2航空団等、技術研究本部札幌試験場等が配置されています。

これらの施設の約4分の1は、札幌・恵庭・千歳地区に集中していますが、北海道の地政上の特性から、東西南北端にも所要の部隊等が配置されており、当該施設は本局及び支局の所在地から遠隔の地にあることから、縦深広大な区域の中で職員が建設工事に係る調整、監督、検査業務に携わっています。

調達計画課の業務

調達計画課では、部の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び部の所掌事務で他課の所掌に属しないもの、建設工事の実施計画等並びに装備品等に関する各種調査及び契約の履行に関する業務等を担当しています。

自衛隊等施設の建設工事に関する業務としては、発注計画の作成、部隊の要望を設計に反映させるための現地部隊との調整、限られた予算で建設工事を執行するための予算管理、建設する目的物を各種法律等に適合させるため、審査機関である地方公共団体との調整業務を行っています。

当局が発注する建設工事等に関する①発注の見通し、②入札公告、③入札結果等の各種情報については、北海道防衛局のホームページで公表しており、当該年度の工事・業務の発注の見通しについては、毎年4月に公表し、変更等については7月、10月、翌年1月に公表しています。

ホームページのURL（アドレス）は次のとおりです。

(<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/nyuusatsu/index.htm>)

工事目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的に、平成21年度からは、当局が発注する建設工事等に関し、工事等の目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範とするにふさわしいものを優秀工事として選定し、その契約者を顕彰しており、平成25年度は平成24年度に完成した建設工事等から、3工事を選定し、調達部長から顕彰状を贈呈しました。また、帯広防衛支局では、2工事を選定し、帯広防衛支局長から顕彰状を贈呈しました。

装備品等に関する業務については、本局が北海道全域を担当し、装備施設本部（市ヶ谷）において契約の後、北海道内の工場において製造される調達品の監督・検査業務を主に行っています。

建設計画のアプローチ： 新・自衛隊札幌病院の建替計画の紹介

より機能的な自衛隊施設の建設計画の一例として、新・自衛隊札幌病院の建設計画を紹介します。

自衛隊札幌病院は、昭和30年に陸上自衛隊豊平駐屯地に開院された北海道地区唯一の自衛隊病院です。平成19年には、保険医療機関に指定され、一般の患者も受け入れています。現在の自衛隊札幌病院は、経年劣化による施設の老朽や最新医療をスムーズに導入できないなどの問題が浮上したため、陸上自衛隊真駒内駐屯地に、新・自衛隊札幌病院を建設することになり、平成23年度から建設工事に着手しています。

建築規模は地上6階、地下1階、延床面積約22,400㎡。内科、外科、整形外科、歯科、産婦人科、小児科及び救急科等、計16診療科を配備した診療処置部門を持ち、計200床の病室を配備した総合病院です。

新病院の特性である災害時における拡張性の確保としては、各病棟及びその他の機能室で200床から400床へ増床可能となる平面計画や、これに必要な医療ガス等のパイピング等付帯設備設置の整備、新型インフルエンザ対処等院内感染予防対策として、排換気設備、発熱外来者を病棟へ直接搬送できるエレベーターの設置、大量患者受入れ時の患者と医療スタッフの別動線の確保等を兼ね備えています。

また、災害に強い施設として免震構造の採用や、エネルギー源確保の多重化を行うとともに、公共施設としての環境負荷削減についても配慮した設計となっています。

病院の基本理念である「心の通う、信頼される病院」を形にした新・自衛隊札幌病院の開院は平成27年春の予定です。



調達部の業務

建築課、土木課、設備課の業務

建築課、土木課、設備課では、それぞれ、①工事の設計に関すること、②工事費の積算に関すること、③工事の施工の促進、監督及び検査に関すること、④工事に関する調査及び研究に関することを担当しています。

帯広防衛支局においては、これらの業務を建設課の一課で担当しています。

各課担当の建設工事の具体的な施設例は表1のとおりです。

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）によると、国費の支弁に属する営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うとされていますが、防衛省の特殊な建築物の営繕及びその付帯施設の建設は、同大臣の所掌事務外とされていることから、防衛省が自ら実施しているものです。

これは、防衛施設の整備は我が国の防衛計画の一端を担うものとして、部隊の編成や装備の配備等と深く関わっていることから、防衛省で一元的に遂行することで、より効率的、効果的に整備が可能となるためです。

自衛隊施設の設計業務においては、エンドユーザーである自衛隊各部隊の要望する施設計画に基づき、要求部隊や司令部、防衛本省等と調整を実施しつつ、より良い計画を要求部隊に提案し、具現化していきます。

防衛庁発足（昭和29年）当時から昭和60年代前半までは、職員自らが設計図書を作成する、いわゆるインハウス・デザインで執行していましたが、業務量の増加や事務の合理化の観点から、近年は、設計業務を外部の設計コンサルタントに委託して実施しています。

その際、技術経験の豊富な職員が、設計コンサルタントの支援を得て、建築基準法や消防法等の各種技術法令に適合させるとともに、自衛隊施設としての各種設計基準等に基づき、また、周辺地域との調和に配慮しつつ設計しています。

このようにして出来上がった設計図書に基づき、各種設計単価を用いて工事費の積算を行います。

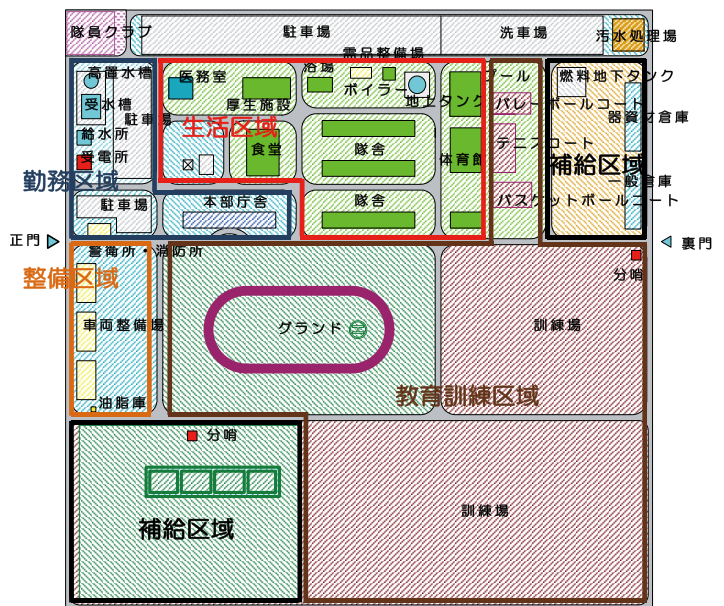
競争入札を経て契約者が決定されると、関連する建築・土木・設備課の担当者が連携して、当該契約の適正な履行を確保するために必要な監督・検査を行います。

通常、これらの建設工事は、設計から工事完成までに複数年を要し、調達部各課の担当者のほか、要求部隊や司令部、防衛本省、地方自治体等との調整のため、多くの関係者の手を経て部隊に引き渡され、自衛隊の運用に供されます。

自衛隊の駐屯地・基地は、自衛隊の活動の基盤、隊員の教育訓練の場であるとともに、営舎（隊舎）内居住義務のある曹長以下の隊員の生活の場であることから、イメージ図に示した一般的な陸上自衛隊駐屯地の施設配置例のように、①庁舎・管理施設の所在する勤務区域、②隊舎、食堂、浴場等の所在する生活区域、

(表1)

担当課	建設工事の種類	具体的施設例
建築課	建築工事	庁舎、隊舎、病院、整備場、管制塔、格納庫、体育館、食堂、公務員宿舎等
土木課	土木工事	滑走路、岸壁、栈橋、道路、大規模燃料タンク、上下水道施設等
設備課	電気工事	受変電設備、航空灯火設備、監視制御設備、照明設備、避雷設備等
	機械工事	給排水設備、衛生設備、空調設備、昇降機設備、燃料供給施設、ボイラー施設等
	通信工事	電話設備、テレビ共同受信設備、構内情報通信網、放送設備、情報通信設備、レーダー施設等



一般的な陸上自衛隊駐屯地の施設配置例（イメージ）

(表2)

自衛隊施設区分	具体的施設例
事業関連施設	庁舎、飛行場、港湾、弾薬庫等
生活関連施設	隊舎、食堂、浴場、体育館、プール、公務員宿舎等
環境保全施設	水質汚濁防止施設、騒音防止施設、環境保全施策を施した施設等
後方支援施設	管制施設、情報・通信施設、医療施設、整備補給施設等



厚生施設（千歳基地）



隊員食堂（札幌駐屯地）



整備場（真駒内駐屯地）

③装備品等の整備工場等の所在する整備・補給区域、④教場、訓練場等の所在する教育訓練区域等にゾーニングされ、さながら一つの小さな都市を形成しています。

また、自衛隊施設整備の予算区分のカテゴリーとしては、①事業関連施設（自衛隊の運用や活動に直接関わる施設）、②生活関連施設（隊員の生活に係わる施設）、③環境保全施設（自衛隊施設の維持・管理に伴い環境保全施策を施した施設）、④後方支援施設（自衛隊施設の運用や活動に間接的に係わる施設）の四つに大別され、これらの施設を表2に示します。

このように、自衛隊施設には、多種多様な種類があり、また、弾薬庫等のように自衛隊特有の特殊な施設も存在することから、調達部職員には幅広い知識と技術力が要求されます。

さらに、これらの特殊な施設は、整備例が少なく、部隊の運用所要に沿って建設され、道内各地の駐屯地・基地の運用に合わせた、いわばオーダーメイドの施設であることから、施設の完成時に得られる達成感は、担当者にとってかけがえのないものです。

また、地震、大雨、その他の災害等により自衛隊施設が被災した場合、調達部の技術力を活用して、技術支援等を迅速かつ的確に実施し、当該自衛隊施設の早期復旧を図るため、北海道防衛局長が指名した調達部各課の職員から構成される施設整備調査チームを局内に設置し、自衛隊の災害派遣時の活動が円滑に実施できる体制をとっています。

今後も、調達部各課は、自衛隊の運用所要に迅速かつ的確に応えるため、質の高い防衛施設を自衛隊に提供するという重大な任務を担ってまいります。



建築物応急危険度判定訓練
（災害対処指揮所訓練時）

陸自第2師団 司令部新庁舎落成



平成24年11月15日、平成22年から建設が進められていた陸上自衛隊第2師団司令部新庁舎が完成し、落成式が行われました。

この新庁舎は、名寄国道（国道40号線）からも目に映ることから、国道に面して建つ北鎮記念館と現在建設中の旭川地方協力本部庁舎との一体感を考慮した重厚な色彩デザインとしました。

これら3施設の外観には、れんが建物であった旧陸軍兵器庫をモチーフに、赤れんが調の色彩を採用し、自衛隊施設としての重厚さを表現するとともに、周辺地域の景観との調和を考慮しました。

司令部新庁舎には、北鎮部隊の愛称をもって旭川市民に親しまれた旧陸軍第七（しち）師団以来の伝統を継承すべく、玄関ホール床には北海道開拓使と同様の「五陵の北辰星（北極星）」のデザインが、車寄せのひさしには「北鎮」の文字が表示される一方、先進部隊司令部としての情報・作戦幕僚機能を合同した部屋レイアウトや部隊実験等を統裁（統制・評価）する機能等を有しています。



南スーダン国際平和協力業務の帰国報告会

～派遣技官から活動等の報告～

平成24年12月4日に防衛省装備施設本部（東京・市ヶ谷）から南スーダン国際平和協力隊任務に従事した技術職員である防衛技官（以下「技官」といいます。）2名が来道し、5日に帯広防衛支局で、6日に北海道防衛局で報告会が実施されました。

防衛省（防衛庁当時を含む。）では、これまでもイラク人道復興支援業務やハイチ大地震で被災した国連ハイチ安定化ミッション

（MINUSTAH：United Nations Stabilization Mission in Haiti）の現地国連施設の応急危険度判定業務に土木、建築等の技官を派遣しています。

装備施設本部では、今回、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS：United Nations Mission in South Sudan）に第1次隊から同本部に所属する土木、建築等の2名の技官を現地支援調整所要員として約4か月交代で首都ジュバに派遣しており、現在も2名の第3次要員が活動中です。

来局した両名は、現地支援調整所長の指揮の下、国連司令部等と派遣施設隊との間における技術的対応等のアドバイス、案件形成のサポート等の技術的な支援調整業務に従事し、この度帰国したものです。

報告会では、国際平和協力業務の概要、UNMISS・現地支援調整所の概要、具体的な現地の活動状況及び派遣された技官の役割等について説明があり、本局、帯広支局、千歳防衛事務所及び北部方面総監部から80名を超える職員等が参加し、国際貢献活動への参加の意義等について熱心に聴講しました。

現地では、2名の技官で対応しているため、案件によっては、装備施設本部と連絡を取りつつ、同本部内に設置された技術支援チームの支援を得て派遣施設隊に対し技術的サポートを実施したのもあったといえます。

また、現地の状況は、国内の建設工事環境とは異なり、現地で購入・利用可能な資材の検討から始まり、派遣された技官自らが現地の建設資材の流通状況の調査を行い、作業工程に合わせて資材の調達計画を進めるなど技術的な支援調整業務を実施しました。このため、派遣された技官の活動は、総合建設マネジメント業務さながらの状況であったとの報告でした。

装備施設本部の担当者からは、当局の若手技官に対し、建設技術職員としての活動の場が世界に広がるとともに、国際平和協力隊任務の作業内容は、国内における通常の施設建設業務の延長線上にあり、これまでの施設建設業務で培った技術経験で国際平和構築に貢献できることから、臆することなく積極的に参加するようエールが送られました。

活動の具体的な案件例

- 1 国連の参加各国の部隊が駐屯する国連施設内の雨水排水施設
 - ・ 勾配のない地形における雨水排水施設の整備計画のため、日本の技術力を大いに発揮した排水計画を立案
- 2 帰還民の一時収容施設建設（UNHCR：国連難民高等弁務官事務所）
 - ・ 隣国からの帰還民が一時的に滞在する木造平屋建て2棟の建設に関し、設計支援を実施するとともに、材木の品質や調達及び組立てについて、隊員と共同作業の中で技術力を発揮

※今後の事業
道路整備：日本の活動の中でも一番大きな案件となる可能性

派遣技官の役割

- 1 派遣施設隊の活動に対し、技術的な問題点や対応策をアドバイス
- 2 部隊の装備品や施工能力を考慮し、UNMISS、国連機関、現地政府等と技術的調整を行い、南スーダンの国造りの案件形成をサポート
- 3 専門的な設計が必要な部隊の活動に対し、設計支援を行い、計画から施工までの技術面をサポート

※ 国連南スーダン共和国ミッション UNMISS：United Nations Mission in South Sudanの略で、平成23年7月に平和と安全の定着及び南スーダン共和国の発展のための環境の構築の支援等を目的として設立され、主たる任務は、平和の定着並びにそれによる長期的国造り及び経済開発に対する支援等を行うこと。



報告会の状況（北海道防衛局）



国連施設内雨水排水施設整備



帰還民の一時収容施設建設



帰還民の一時収容施設引渡し式典
（派遣技官の折り紙による文化交流）

管理部の業務

管理部業務の概要と管轄区域

管理部は、業務課、施設補償課、施設管理課、施設取得課の4課から編成されています。

管理部では、主に①米軍等による行為により損害を被られた方に対するの損害賠償、②米軍のための物品及び役務の調達、③自衛隊等の行う訓練のため、一定の区域及び期間を定めて漁船の操業を制限又は禁止することで生じる漁業経営上の損失を被られた方に対するの補償等、④自衛隊等が、演習場、駐屯地等として使用するための土地・建物等の取得や借り上げ、⑤取得した土地・建物等国有財産の管理などの業務を行っています。

なお、④と⑤の業務については、管理部（本局）と帯広防衛支局が、右図のとおりそれぞれの管轄区域を受け持って業務を行っています。



業務課の主な業務

1 損害の賠償

米軍等による行為により、身体や財産に損害を被った方に対して、日米地位協定^(注)第18条の規定に基づく損害賠償の業務を行っています。

具体的な手続の流れについては、右図のとおりで、その詳細は北海道防衛局ホームページにも掲示しています。

URL（アドレス）

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/gyoumu/index.htm>

(注) 日米地位協定：

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定



2 米軍への調達支援

米軍が北海道内で訓練を実施する際、米軍からの要求に基づき、訓練で米軍が必要とする車両や事務用機器などの必要な物資等について、米軍に取扱い業者を紹介したり、又は局が米軍に代わり調達するなどの調達の支援を行っています。



米軍への調達支援の状況

管理部の業務

3 物品の管理及び処分（帯広防衛支局管轄区域を除く。）

自衛隊駐屯地等の工事から生じる鉄屑や立木等の施設発生物品の管理及び処分を行っています。

4 米軍航空事故等連絡会議の運営

北海道防衛局では千歳基地及びその周辺において米軍による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合等の対処に万全を期すため、自治体、消防、警察、自衛隊等の関係機関相互間の緊密かつ迅速な連絡体制の整備等について連絡協議することを目的として、米軍航空事故等連絡会議を設置しています。

業務課は、本会議の事務局として、各機関と開催日程等について連絡・調整を行い、年1回のペースで当連絡会議を開催しています。



米軍航空事故等連絡会議の状況
(24. 12. 8)

5 北海道防衛施設地方審議会の運営

この審議会は、北海道防衛局長の諮問に応じて自衛隊の施設等に係る不動産等に係る権利の対価の額等に関する事項や自衛隊等の使用により不動産等について生じた損失の補償額等に関する事項等を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を北海道防衛局長に建議する機関として北海道防衛局に置かれています。

当審議会は、委員として任命された7名の学職経験者と幹事とで組織されており、業務課が運営に必要な庶務を担っています。



北海道防衛施設地方審議会の状況
(25. 10. 24)

施設補償課の主な業務（漁業補償）

1 漁業補償の概要

自衛隊又は駐留軍が海面を使用して訓練等を行うために、法律又は関係漁業協同組合等との契約により、一定の水域について期間を定めて漁船の操業を制限若しくは禁止又は漁業権等の行使制限等を行うことができます。

当局は、この制限又は禁止等により従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上被った通常生ずべき損失について補償を行っています。

【参考：適用法律】

自衛隊による場合：自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項

駐留軍による場合：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条

2 管内の制限水域

現在、当局管内では、静内対空射場水域、浜大樹訓練海面及び天塩訓練海面の3か所について制限水域を設定し、全国の自衛隊各部隊による訓練に使用されています。

これら各制限水域の設定に際しては、毎年、関係漁業協同組合等と調整を図り、当該組合等から同意を得て行っています。

管理部の業務

(1) 静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）

本水域は、法律に基づき設定され、自衛隊が使用する制限水域として国内最大の面積（1,256km²）を有し、1区域（半径40kmで中心角90度の扇形区域）と2区域（半径20kmで中心角90度の扇形区域）があります。

平成25年度は127日の制限期間において、81式短距離地对空誘導弾（短SAM）を始めとする各種誘導弾及び87式自走高射機関砲等による対空射撃訓練並びに無人偵察機による飛行訓練が行われたところです。



81式短距離地对空誘導弾（短SAM）の射撃



(2) 天塩訓練海面（北海道天塩郡天塩町字更岸地先）

本海面（面積1.7km²）は、契約により設定され、平成25年度は90日の制限期間において、94式水際地雷敷設装置（水陸両用車）による航行訓練及び水際地雷敷設訓練並びに多用途ヘリコプターによる水際地雷散布訓練を行っています。

(3) 浜大樹訓練海面（北海道広尾郡大樹町字浜大樹地先）

本海面（面積52km²）は、契約により設定され、平成25年度は7月8日から10日までの制限期間において、沖合の海上自衛隊輸送艦から発進したエアクッション艇（LCAC）により戦車等の車両及び人員を揚陸する訓練が行われたところです。



94式水際地雷敷設装置（水陸両用車）の航行

エアクッション艇（LCAC）で揚陸する90式戦車



3 損失補償申請と補償額

損失補償については、損失を受けた漁業者が損失補償申請書を当局（静内対空射場水域は北海道知事経由）に提出し、当局は当該申請について補償すべき損失の有無を調査し、補償すべき損失があると認めたときは算定基準により当該損失補償額（漁業補償額）を算定して行うこととなります。

管理部の業務

施設管理課の主な業務（国有財産の管理）

1 概要

当局は、国有財産法、防衛省所管国有財産取扱規則等の定めにより、当局管轄区域内における防衛省所管国有財産部局として、自衛隊等施設及び千歳飛行場や矢臼別演習場周辺の緑地帯（周辺財産）などの国有財産を管理しています。

当局の国有財産管理に関する業務管轄区域は、右図に示すように北海道を南北に貫く北見山地～大雪山系～日高山脈を境にして、東部と西部を本局と帯広支局で分担しています。それぞれの管轄区域面積は、本局が全道面積の約60%に当たる約50,534km²、帯広支局が全道面積の約40%に当たる約32,923km²となっています。

なお、帯広支局では、この業務を施設課が担当しています。



【境界確認等の例】

2 自衛隊等施設の財産の確認

自衛隊等施設を適正に管理するため、また、自衛隊等施設が不用となり廃止し、本局から国有財産の総合調整官庁である財務局に引継ぐため、自衛隊等施設を測量等調査し、正確な面積の把握、境界標の確認、隣接者から境界同意を求められたときの境界立会等の境界確認を行なっています。



境界標の確認

3 国有財産台帳への登載

国有財産を管理するために国有財産台帳を作成しています。

国有財産の取得、所管換（省庁間の受渡し）、不用となった等の理由に基づく変動があった場合には、国有財産台帳に登載しています。

4 国有財産の使用許可（承認）

国有財産は、その目的等を妨げない限度において、国以外の者に対しては使用を許可し、各省各庁の長に対しては使用を承認しています。

使用を許可する具体的な例は、職員及び来庁者等のための利便施設等として、食堂、売店、自動販売機等の設置をしています。

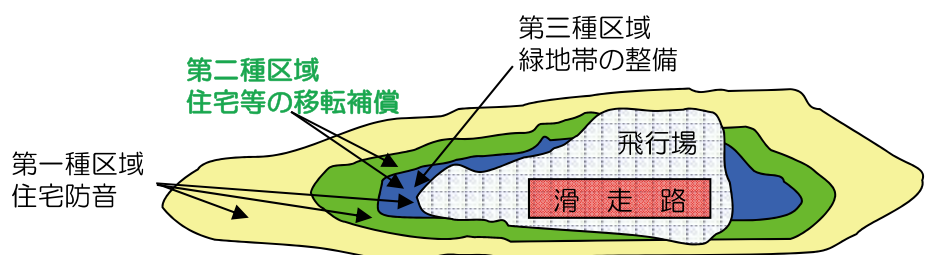
設置にあたっては、透明性、公平性を確保し、また、使用許可を希望する者の経営状況などを十分調査した上で、公募により相手方を選定し使用を許可しています。



土地の境界確認

5 周辺財産の管理等

① 千歳飛行場周辺の自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域において本局が買入れた土地については、緑地帯等として整備し、管理しています。



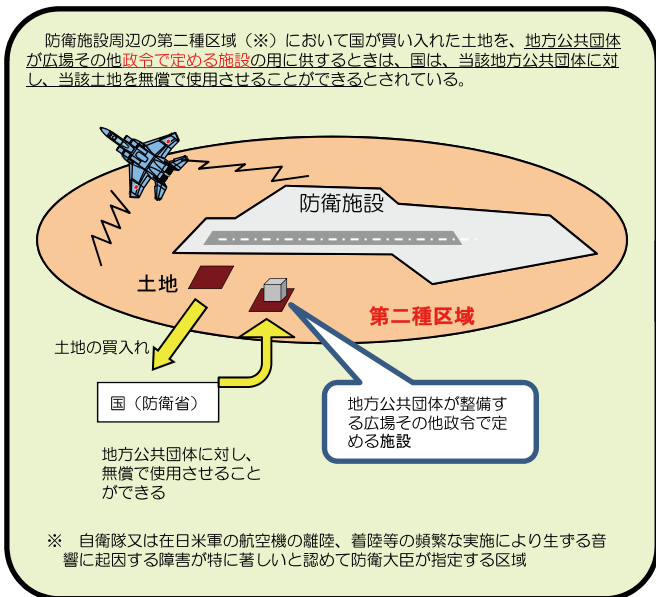
管理部の業務

② 周辺財産の整備及び管理については、地域の状況に応じた低木の植栽、良好な環境を継続的に維持するための草刈り等を行なっています。

③ 地方公共団体が花壇、広場等として周辺財産を使用する場合には、環境整備法^(注)第7条の規定に基づき、無償で使用を許可しているところですが、平成25年8月8日、環境整備法施行令第11条が改正（平成25年政令第235号）され、8月13日に施行されました。この改正により無償で使用できる施設の範囲を拡大しました。その概要は以下のとおりです。

（注）環境整備法：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令について



東日本大震災後の地方公共団体からの要望に鑑み、上記「政令で定める施設」の範囲を拡大するもの。

現 行	改正後
一 花壇	一 花壇
二 種苗を育成するための施設	二 種苗を育成するための施設
三 駐車場	三 駐車場
四 消防に関する施設	四 消防その他の防災に関する施設
五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設	五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

※ 改正後の「消防その他の防災に関する施設」には、現行の「消防に関する施設」も含む。

「防災に関する施設」の具体例

一時避難場所、応急復旧等活動拠点、防災用備蓄倉庫、救援物資集積所、緊急時食料配給施設、自家発電施設、防災に関する教育訓練場など

【周辺財産の使用許可（無償）の例】



管理部の業務

施設取得課の主な業務（防衛施設の取得等）

1 概要

当局では、自衛隊や在日米軍が演習場、飛行場、駐屯地等に使用するための土地・建物等の取得（購入や借上げ）を行っています。

また、在日米軍が有料道路等を使用した場合の損失補償を行っています。

なお、業務管轄区域は、施設の取得については右図のとおりで、本局と帯広支局（施設課）がそれぞれ担当し、有料道路等の損失補償は本局が道内全域を担当しています。



2 防衛施設のための土地の購入

防衛施設のための土地の購入は、陸・海・空自衛隊等の計画に基づき、必要とする土地の公法上の規制や権利関係等を調査の上、関係機関と規制解除等の調整を行うとともに、用地測量調査、不動産鑑定評価等を実施して権利者と真摯に交渉を重ね、土地売買契約を締結して取得します。

また、土地の取得に伴い建物、立木等の移転等補償を行う必要がある場合には、建物等調査を行い、建物等移転補償契約を締結して、その損失を補償しています。



土地の購入
(総合訓練場用地：航空自衛隊 襟裳分屯基地)

3 防衛施設のための土地・建物等の借上げ

防衛施設のための土地・建物等の借上げは、陸・海・空自衛隊等の計画に基づき、当局と所有者間で賃貸借契約を締結して取得しており、進入路用地、給排水路敷地や通信線路敷地、自衛官を募集するための事務所（地方協力本部地域事務所等）として使用する建物等の借上げを行っています。

これらの借上施設は長期にわたり契約している施設が多い一方、賃貸借契約は原則毎年更新を行う必要があることから、権利者等を確実に確認し、所有者と折衝を行うなどして、施設の安定的使用に努めています。

また、自衛隊員の居住のために、国家公務員共済組合連合会の資金により建設された宿舍（特別借受宿舍）を当局が同連合会から借上げています。



建物の借上げ
(札幌地方協力本部 滝川地域事務所)

4 有料道路等損失補償

在日米軍が有料道路、飛行場及び港湾（提供施設を除く）を使用した場合は、日米地位協定^(注)に基づき使用料金が免除されることから、その施設の管理者に対して損失を補償しています。

(注) 日米地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定



非提供港湾施設使用時の損失補償（米海軍駆逐艦「カーティス・ウィルバー（左）」、「ジョン・S・マッケイン（右）」：苫小牧港）

帯広防衛支局の業務

支局業務の概要と管轄区域

帯広防衛支局は、北海道防衛局（以下「本局」という。）の出先機関として、本局が所掌する、防衛省・自衛隊の政策、基地行政に対する地方公共団体等の理解と協力を確保する業務のほか、防衛施設周辺の整備事業の補助事業業務（企画部の業務参照（P4））、米軍事故等の損害賠償、漁業等損失補償業務（管理部業務課（P36）・施設補償課の業務参照（P37））に関して、連絡、調整及び資料収集等の補助的な業務を行っています。

また、支局の管轄区域は右図に示すとおりで、自衛隊施設や駐留軍が使用する施設及び区域の用地取得（管理部施設取得課の業務参照（P41））、国有財産管理（管理部施設管理課の業務参照（P39））及び建設工事（調達部の業務参照（P31））の業務を国有財産部局として本局とは別に行っています。



国有財産管理業務の例

●周辺財産の管理

矢臼別演習場周辺において、砲撃音騒音対策の一環として移転措置事業（企画部防音対策課の業務参照（P29））により平成10年度から本局が買い入れた土地（以下「周辺財産」という。）の管理をしています。

矢臼別演習場の周辺財産の面積は、平成24年度末現在、約2,300ha（東京ドーム約450個分）と広大で、このうち買い入れ以前から牧草地であった土地、約1,600haについては、緑地帯として整備する一つの手法として、買い入れ後も牧草地として整備し、管理をしています。

牧草地の整備の一つは、肥料をまき、牧草を育てる業務。成長した牧草は売り払いを行っており、乳牛の飼料として利用されています。もう一つは、牧草地の改良工事。牧草地の土の質を改良するため、土壌改良剤を混ぜたり新しい牧草の種をまいたりしています。

こうした緑地帯としての整備を行うとともに、周辺財産の良好な環境を維持するために、ゴミの不法投棄や境界柵の損傷等の異常の有無を巡回して確認する経常管理を行っています。



牧草地の耕起作業



牧草地への肥料散布

建設工事の例

●第5旅団司令部庁舎建替工事

自衛隊施設の建設工事として、帯広駐屯地の第5旅団司令部庁舎建替工事を紹介します。

新庁舎は、昭和30年に建設された旧庁舎の老朽化に伴う建て替えで、平成21年度から工事に着手し、平成23年10月に完成しました。

建築規模は、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積約6,000㎡です。

第5旅団の中核を担う旅団司令部庁舎と業務隊庁舎の2棟を合棟・集約化し、執務環境の改善、機能性・耐久性の向上を図るとともに、旅団司令部としての風格を兼ね備えたシンボリックな建物とすることを設計の主眼とし、外観は雄大な十勝の風景をイメージするデザインとしました。また、外壁には十勝産の土で製造した煉瓦や御影石などを使用し、建物全体に落ち着きと重厚感を出しています。



●鹿追駐屯地汚水排水管補修工事

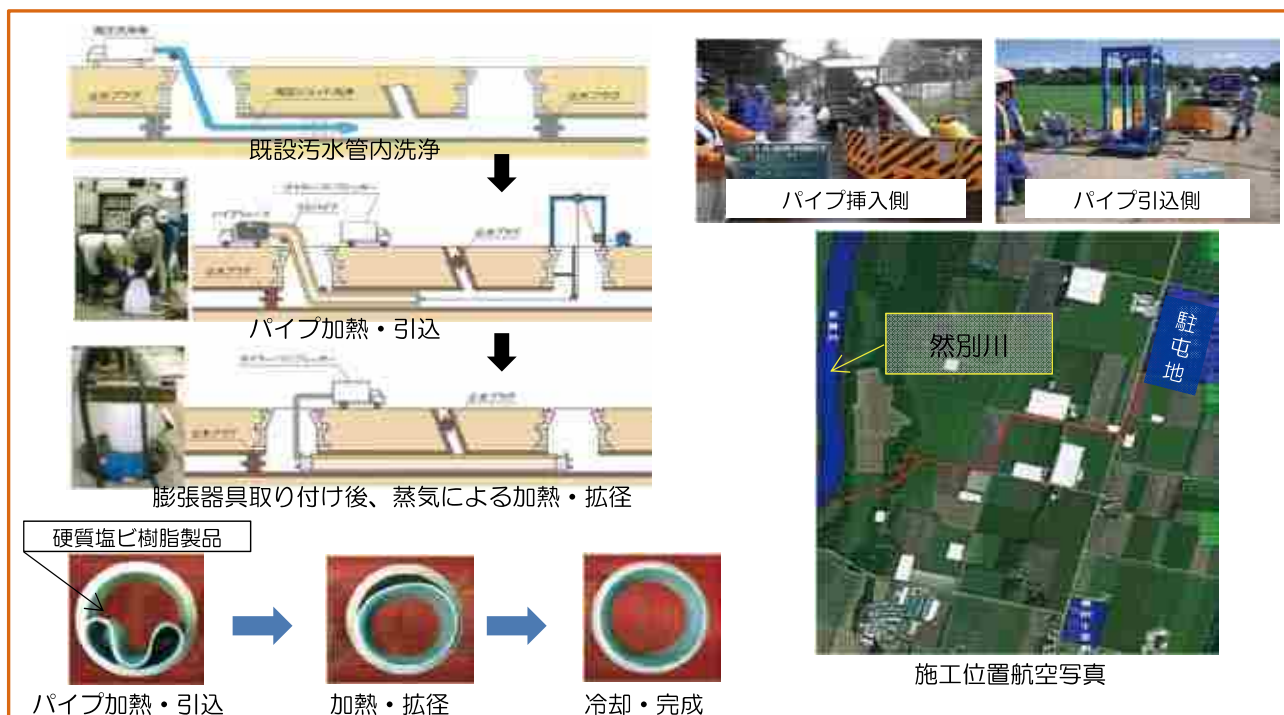
陸上自衛隊鹿追駐屯地では、駐屯地から発生する生活排水等を駐屯地内の污水处理施設で浄化したのち、駐屯地から約2.4km離れた然別川までの町道及び畑等の民有地に防衛省行政財産の排水管を敷設して放流しています。

この排水管は、昭和32年に鹿追駐屯地の開設とともに整備したものであり、経年による老朽化が著しいことから、当支局では平成24年8月から既設污水管の改修工事に着手し、平成25年1月に完了したものです。

鹿追駐屯地から然別川までの区間は途中に農業・酪農を営む住宅が点在し、十勝特有の大自然を活用した大型農業、酪農地域でもあり、実質工事期間中に当たる平成24年8月～10月は各農作物の収穫の最盛期と重なり、工事周辺道路は大型農耕車が頻繁に行き交い、工事が農作業などの妨げにならないことを配慮し、工法については町道や畑等を非開削とする管更生工法を選択しました。

更に、畑や家畜などに配慮して污水管更生材に硬質塩ビ樹脂製品を使用することにより、薬品による化学反応や臭気の出ない工法を採用しました。

鹿追町をはじめ、地元の方々の御理解、御協力のおかげで工事を完了したことを改めて感謝致します。



非開削による管更生工法

北海道防衛局は多様な能力を持った若い力を必要としています！

～総務部総務課人事係～

「防衛省職員＝自衛官」と思っている方が多いのではないのでしょうか。防衛省で勤務する職員には、自衛官と事務官等（事務官、技官、教官など）がいます。

いずれも国家公務員ですが、事務官等は、自衛官とは異なり、自衛隊特有の訓練などはなく、他省庁の事務官等の職員と同じような勤務形態で、防衛省の中央機関や全国各地に所在する地方防衛局や部隊などにおいて、防衛行政に関わる事務や技術、教育に従事しています。

自衛官と事務官等は、組織の能力発揮のため、常に相互に連携・協力しながら業務を行っています。

地方防衛局の手がける業務は多岐にわたりますが、北海道防衛局職員は、地方公共団体や地域住民との緊密な関係を構築・発展させ、我が国の平和と安全の一翼を担っています。

北海道防衛局は、真摯な姿勢・諦めない心で業務に取り組める、やる気に満ちた方を求めています。

興味を持たれた方、もっと詳しく知りたい方、是非、総務部総務課人事係まで御連絡を！！



ミニ知識 ～「防衛省」と「自衛隊」～

防衛省と自衛隊は基本的に同じ組織を指し、国の行政機関という面から見た場合は「防衛省」と呼び、防衛任務の業務運用面から見た場合は「自衛隊」と呼びます。

防 衛 省 職 員 の 採 用

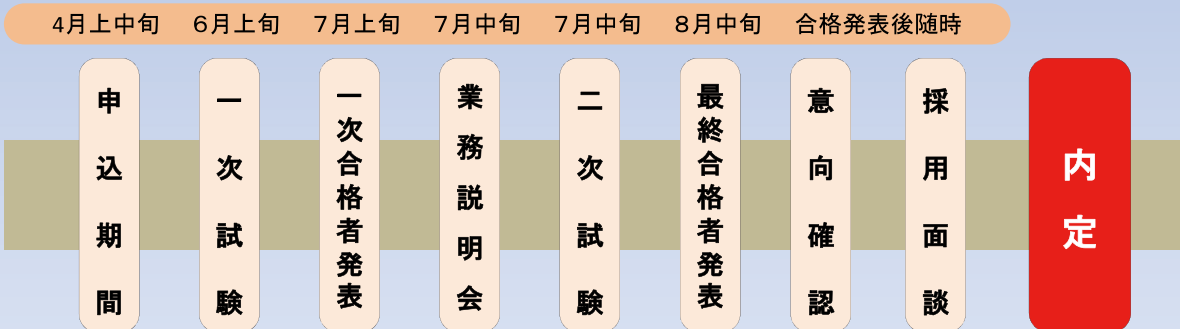
防衛省の事務官等は、人事院が行う国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験、社会人試験（係員級））と、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験（語学、国際関係）の合格者から採用を行っています。

下図は、例年の防衛省専門職員採用試験の採用までの流れです。

採用試験の詳細な日程や採用に関する情報等については、防衛省ホームページ及び北海道防衛局ホームページ（URLは以下を参照して下さい）に掲載していますので、受験を希望される方は御覧下さい。

なお、国家公務員採用試験については、人事院のホームページを御覧下さい。

防衛省専門職員採用試験の採用までの流れ



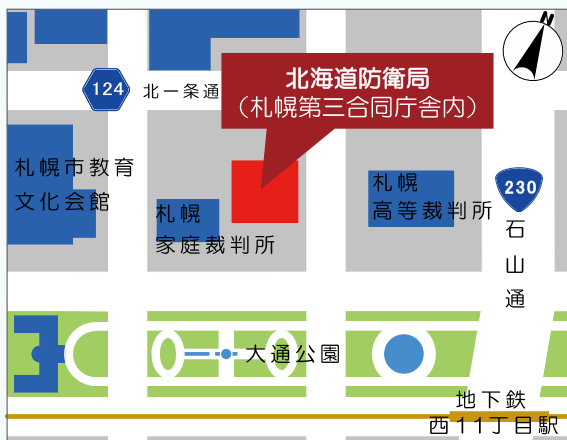
防衛省ホームページ：<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/>

北海道防衛局ホームページ：<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/oshirase/saiyou/index.htm>

北海道防衛局

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目(札幌第三合同庁舎)



連絡先

総務部

総務課 011-272-7578 (代表)
会計課 011-272-7560
契約課 011-272-7513
報道官 011-272-7579

企画部

地方調整課 011-272-7571
周辺環境整備課 011-272-7568
防音対策課 011-272-7569

調達部

調達計画課 011-272-7512
建築課 011-272-7514
土木課 011-272-7515
設備課 011-272-7516

管理部

業務課 011-272-7564
施設補償課 011-272-7574
施設管理課 011-272-7572
施設取得課 011-272-7573

帯広防衛支局

〒080-0016

帯広市西6条南7丁目3(帯広地方合同庁舎)



連絡先

総務課 0155-22-1181 (代表)
契約 0155-22-1175
施設課 0155-22-7441
建設課・計画官 0155-22-1182

千歳防衛事務所

〒066-0042

千歳市東雲町3丁目2-1



連絡先

電話番号 0123-23-3145

特別編集号 防衛北海道

平成26年3月 発行

編集

～北海道防衛局の業務～

北海道防衛局総務部

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

電話 011-272-7578 (代表)

011-272-1161 (夜間・休日)

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>

